

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年4月1日
(第60期) 至 2026年3月31日

西菱電機株式会社

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号

(E05262)

目 次

頁

第60期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	6
第2	【事業の状況】	7
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2	【サステナビリティに関する考え方及び取組】	10
3	【事業等のリスク】	13
4	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
5	【重要な契約等】	19
6	【研究開発活動】	19
第3	【設備の状況】	20
1	【設備投資等の概要】	20
2	【主要な設備の状況】	20
3	【設備の新設、除却等の計画】	21
第4	【提出会社の状況】	22
1	【株式等の状況】	22
(1)	【株式の総数等】	22
(2)	【新株予約権等の状況】	22
(3)	【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	22
(4)	【発行済株式総数、資本金等の推移】	22
(5)	【所有者別状況】	23
(6)	【大株主の状況】	23
(7)	【議決権の状況】	24
2	【自己株式の取得等の状況】	25
3	【配当政策】	26
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	27
(1)	【コーポレート・ガバナンスの概要】	27
(2)	【役員の状況】	32
(3)	【監査の状況】	39
(4)	【役員の報酬等】	42
(5)	【株式の保有状況】	44
5	【従業員の状況等】	45
(1)	【人材戦略に関する基本方針等】	45
(2)	【従業員の状況】	45
第5	【経理の状況】	47
1	【連結財務諸表等】	48
(1)	【連結財務諸表】	48
(2)	【その他】	79
2	【財務諸表等】	80
(1)	【財務諸表】	80
(2)	【主な資産及び負債の内容】	90
(3)	【その他】	90
第6	【提出会社の株式事務の概要】	91
第7	【提出会社の参考情報】	92
1	【提出会社の親会社等の情報】	92
2	【その他の参考情報】	92
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	93

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【事業年度】	第60期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	西菱電機株式会社
【英訳名】	SEIRYO ELECTRIC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西井 希伊
【本店の所在の場所】	兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目5番33号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島二丁目4番27号
【電話番号】	06（6345）4160（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部本部長 平塚 俊光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	17,222	17,024	18,489	19,296	20,675
経常利益 (百万円)	303	14	203	276	404
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	198	△326	284	81	244
包括利益 (百万円)	213	△315	319	97	267
純資産額 (百万円)	5,560	5,157	5,476	5,434	5,528
総資産額 (百万円)	10,941	10,675	11,661	12,140	12,013
1株当たり純資産額 (円)	1,589.49	1,474.35	1,565.58	1,553.59	1,633.98
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	56.62	△93.43	81.45	23.22	73.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	50.82	48.31	46.96	44.76	46.02
自己資本利益率 (%)	3.60	△6.10	5.36	1.49	4.45
株価収益率 (倍)	15.24	—	10.93	34.63	10.86
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,037	△805	130	241	624
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△168	△205	△43	△153	△150
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△520	707	△2	△241	△259
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,278	975	1,059	905	1,120
従業員数 (人)	642	639	622	598	606
(ほか、平均臨時雇用者数)	(244)	(231)	(229)	(246)	(250)

- (注) 1. 第56期、第58期、第59期及び第60期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第57期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(百万円)	13,014	13,227	14,686	14,523	15,524
経常利益	(百万円)	153	12	124	113	274
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	98	△245	222	△12	208
資本金	(百万円)	523	523	523	523	523
発行済株式総数	(千株)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
純資産額	(百万円)	4,970	4,643	4,892	4,756	4,814
総資産額	(百万円)	9,635	9,695	10,599	10,913	10,490
1株当たり純資産額	(円)	1,420.81	1,327.27	1,398.63	1,359.79	1,423.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	25.00 (10.00)	10.00 (10.00)	40.00 (-)	23.00 (-)	33.00 (-)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	(円)	28.29	△70.14	63.71	△3.62	62.70
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	51.58	47.89	46.16	43.59	45.90
自己資本利益率	(%)	1.99	△5.10	4.67	△0.26	4.35
株価収益率	(倍)	30.51	-	13.97	-	12.73
配当性向	(%)	88.4	-	62.8	-	52.6
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(人)	441 (162)	441 (156)	429 (146)	411 (154)	418 (154)
株主総利回り (比較指標：TOPIX)	(%) (%)	99.3 (99.6)	101.7 (102.5)	107.9 (141.7)	100.9 (136.1)	103.9 (179.0)
最高株価	(円)	1,066	950	979	930	1,040
最低株価	(円)	840	813	771	730	756

- (注) 1. 第56期、第58期及び第60期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 第57期及び第59期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 第57期及び第59期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載していません。
4. 第57期及び第59期の配当性向については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載していません。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
6. 第60期の1株当たり配当額33円は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会で決議事項のものであります。

2 【沿革】

1966年12月	大阪市淀川区において西菱電機株式会社を設立
1968年2月	三菱電機株式会社電子機器サービスデポに指定される
1969年9月	本社移転（大阪府豊中市）
1973年8月	三菱電機株式会社電子機器特約店となる
1976年1月	西菱電機販売株式会社を設立、営業部門を独立させる
1981年11月	本社移転（兵庫県伊丹市天津 現 兵庫県伊丹市藤ノ木）
1986年11月	資本金を4,176万円に増資
1992年11月	本社移転（兵庫県伊丹市中央）
1994年4月	株式会社ダイヤモンドテレコム（現 兼松コミュニケーションズ株式会社）携帯電話代理店となる
1994年12月	東京事業所（現 東京支社）開設
1995年9月	西菱電機販売株式会社の営業権を譲受け、三菱電機株式会社代理店となる
1997年11月	本社移転（大阪府吹田市）
1999年3月	コムテックサービス株式会社を株式取得により100%子会社化 資本金を2億4,127万円に増資
2001年11月	猪名寺事業所開設
2002年2月	株式会社大阪証券取引所市場第二部に上場 資本金を5億2,301万円に増資
2002年4月	大阪支社開設
2002年9月	本社移転（兵庫県伊丹市藤ノ木）
2003年4月	情報通信端末エンジニアリング事業部（現 モバイルエンジニアリング事業部） ISO9001認証を取得
2004年7月	大阪支社ISO9001認証を取得
2005年12月	猪名寺事業所ISO9001認証を取得
2006年1月	東京支社ISO9001認証を取得
2008年9月	神奈川営業所開設
2010年4月	株式会社スズキエンジニアリング（現 西菱電機フィールドディング株式会社）を株式取得により100%子会社化
2010年11月	猪名寺事業所ISO/IEC27001認証を取得
2012年1月	東日本端末修理センター開設
2012年10月	JISQ15001プライバシーマーク認証を取得
2013年4月	コーナン電子株式会社（現 西菱電機エンジニアリング株式会社）を設立
2013年7月	鳥取ケーイーシー株式会社（現 鳥取西菱電機株式会社）を株式取得により100%子会社化 株式会社大阪証券取引所と株式会社東京証券取引所の現物市場統合に伴い、株式会社東京証券取引所市場第二部に移行
2018年3月	本社事務所開設（大阪市北区）
2022年4月	株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しにより、株式会社東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行
2022年11月	猪名寺事業所ISO/IEC27017認証を取得

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社4社（コムテックサービス株式会社、西菱電機フィールドディング株式会社、西菱電機エンジニアリング株式会社及び鳥取西菱電機株式会社）により構成されており、携帯情報通信端末の販売及び修理並びに映像を含む情報通信機器及びシステムの製作・販売・保守・運用を主な事業としております。

当社は、三菱電機株式会社より20.7%の出資を受けており、同社の関連会社であります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社・関連当事者の当該事業にかかる位置付けは、次のとおりであります。

なお、次の2部門は、「第5 経理の状況 1. (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 情報通信端末事業

当セグメントの事業内容は、次の2つに大別されております。

a. 携帯情報通信端末の販売（直接店頭販売）

取扱機種並びに店舗は、以下のとおりであります。

(イ) 取扱機種（事業者）：ドコモ、au、ソフトバンク、UQモバイル

(ロ) 直営店数：12店舗（2026年3月31日現在）

[電気通信事業者指定店舗：専売店]

ドコモショップ……………6店舗

auショップ……………5店舗

UQショップ……………1店舗

b. 携帯情報通信端末の修理再生

携帯情報通信端末の市場における不具合品の修理再生の受託業務を行っております。

(2) 情報通信システム事業

当セグメントの事業内容は、次の4つに大別されております。

a. 官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援

官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに官公庁向け情報通信機器及びシステムに関する三菱電機株式会社の販売支援業務を行っております。

b. 民間会社向け情報通信機器及びシステムの販売

民間会社向けに情報通信機器及びシステムの販売を行っております。

c. 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス

当社及び三菱電機株式会社等が納入する情報通信機器及びシステムの調査、設計、検査、試験、据付、運用、保守、修理等の技術サービスの支援業務及び受託業務を行っております。

d. 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

民間会社向け無線通信機器及び制御盤の開発、設計、製作並びに販売を行っております。

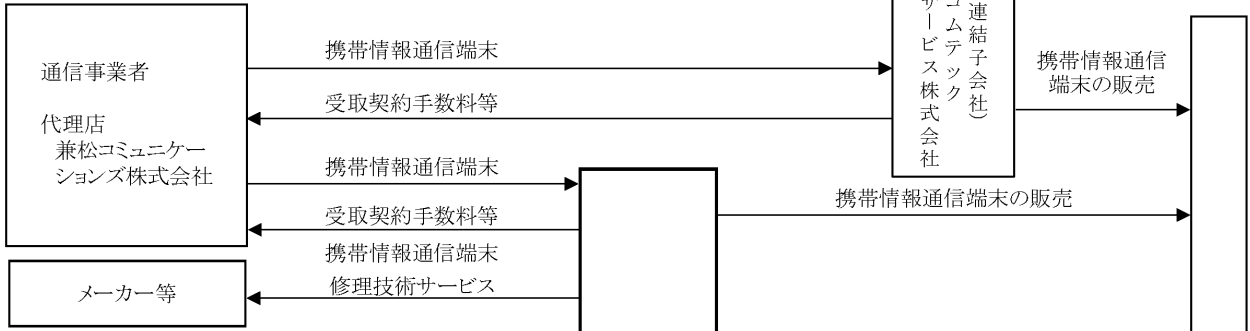
セグメント別の事業内容及び当社と関係会社・関連当事者の当該事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容	会社名
情報通信端末事業	a. 携帯情報通信端末の販売	当社、コムテックサービス株式会社
	b. 携帯情報通信端末の修理再生	当社
情報通信システム事業	a. 官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援	当社
	b. 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売	当社
	c. 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス	当社、西菱電機フィールドディング株式会社
	d. 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売	西菱電機エンジニアリング株式会社、鳥取西菱電機株式会社

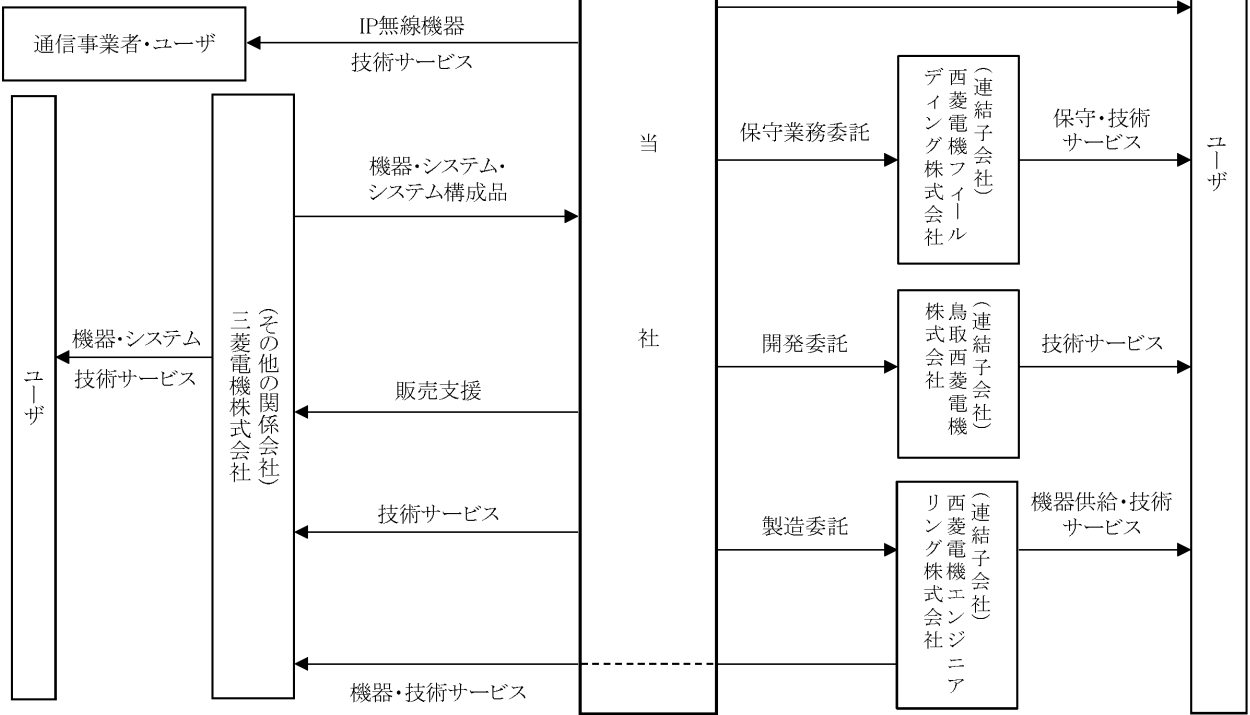
[事業系統図]

当社グループの事業系統図を示すと次のとおりであります。

情報通信端末事業



情報通信システム事業



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 または 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
コムテックサービス株式会社	兵庫県伊丹市	50	情報通信 端末事業	直接 100.0	携帯情報通信端末の販売に関する社員の出向、設備賃貸等を行っております。 役員の兼任等あり。
西菱電機フィールドエンジニアリング株式会社	横浜市西区	14	情報通信 システム事業	直接 100.0	情報通信機器及びシステムに関する据付、保守、修理等の委託を行っております。 役員の兼任等あり。
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市	60	情報通信 システム事業	直接 100.0	無線通信機器及び制御盤に関する開発、設計、製作並びに販売の委託を行っております。 役員の兼任等あり。
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市	10	情報通信 システム事業	直接 100.0	無線通信機器に関する開発等の委託を行っております。 役員の兼任等あり。
(その他の関係会社)					
三菱電機株式会社	東京都千代田区	175,820	電気機器の 製造及び販売	被所有 直接 20.7	同社製品の販売据付・修理・保守点検・業務の受託を行うとともに、同社製品の購入、据付・修理の委託を行っております。 役員の兼任等あり。

- (注) 1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 西菱電機エンジニアリング株式会社は特定子会社であります。
 3. 三菱電機株式会社は有価証券報告書を提出しております。
 4. コムテックサービス株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	31億7百万円
(2) 経常利益	1億14百万円
(3) 当期純利益	74百万円
(4) 純資産額	3億60百万円
(5) 総資産額	8億16百万円

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo. 1を目指すべく、8つの経営に係わる基本方針を掲げております。

- ① 私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
- ② 私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の西菱品質をお届けします。
- ③ 私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
- ④ 私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
- ⑤ 私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
- ⑥ 私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組みます。
- ⑦ 私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
- ⑧ 私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

(2) 経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、「One Seiryō」をスローガンとし、「事業規模拡大」「事業基盤確立」「人財育成」「企業体質強化」の4つの基本戦略を軸に企業価値拡大に取り組んでまいります。

<情報通信端末事業>

①モバイルセールス事業

- a. 徹底した地域密着販売と多様な販売チャネル創出を通じて地域ICTを支える

②サーキュラーソリューション事業

- a. 端末修理技術・ノウハウを集結し、新たな収益基盤の構築、循環型社会への貢献を目指す

<情報通信システム事業>

①社会システム事業

- a. 徹底ソリューションで”安全安心快適なまちづくり”に貢献する

②通信システム事業

- a. 通信・映像技術を駆使した市場ソリューションでDX社会に貢献する

③フィールド&サポート事業

- a. 顧客課題にマッチした技術サービスを提供するフィールド部門の徹底ソリューション

<全社>

①ソリューション機能の強化

- a. 徹底ソリューションの基盤となる開発/設計力強化、品質向上、カスタマーサービス機能の高度化、クラウドサービス機能の進化を図る

②ストックビジネスの拡大

- a. サブスクリプション、クラウドサービス、保守などのストックビジネスの拡大により収益の安定化につなげる

(3) 経営環境

情報通信端末事業におきましては、事業環境は引き続き厳しい状況が続いているものの、徐々に落ち着きを取り戻しつつあります。情報通信システム事業におきましては、各地で大規模な地震が発生するなど、依然として頻発する自然災害の影響から国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が継続しております。加えて、地政学的リスクに起因し、有事対応の必要性も高まっております。また、各業界において、DXの動きがさらに加速しているほか、各自治体においてもスマートシティに関する取り組みが進められるなど、IoT・AI、大容量通信などの新技術を活用した製品・サービスが様々な分野で導入され、活用が進んでおります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 事業規模拡大・収益力増強に向けた取り組み

当社グループは、2024年8月に2027年3月期を目標とする3か年の中期経営計画を発表し、経営指標として連結売上高200億円、同經常利益4億円を目標数値としました。同中期経営計画では、徹底ソリューションを基軸に、安定した収益を確保できる経営基盤を構築する期間と位置付けており、市場ニーズに応じた製品・サービスの提供、事業規模の拡大・強化に向けた既存事業の深化、新規事業開拓に取り組むとともに、ストックビジネスの拡大、人財育成などの事業基盤強化により、また、各種システム開発、販売促進、新規市場・新規事業開拓などの投資についても引き続き行ってまいります。次期（2027年3月期）では、以下の通り各事業の事業規模拡大・収益性向上を図ってまいります。情報通信端末事業におきましては、携帯端末販売における厳しい事業環境を踏まえお客様に選ばれる店舗創りの継続・効率運営の徹底による収益性の改善、携帯通信端末アフターサービスにおけるサービス向上を図り、事業規模の維持・拡大を目指します。情報通信システム事業におきましては、各種防災行政無線システムなどを中心とした防災・減災需要の取り込み、水管理システムの拡販、保守などストックビジネスの確保に取り組めます。また、事業活動・社内業務の徹底した効率化・最適化を目的に、ビジネスプロセスリエンジニアリングへの投資を継続するほか、各種システム開発、販売促進、新規市場・事業開拓などの投資も引き続き行います。

事業別では以下の施策を実行してまいります。

<情報通信端末事業>

携帯端末販売では、一時の非常に厳しい状況は脱したものの、引き続き厳しい事業環境が続くものとみております。このような状況のもと、これまでと同様にお客様にご満足いただき、将来にわたりお選びいただける店舗創りに取り組むとともに、市場環境を踏まえた収益性の確保のため、引き続き事業運営の最適化を進めております。

携帯通信端末アフターサービスでは、引き続き生産性の向上による収益力の強化、保有技術を活かした新たな市場領域の開拓に努めております。

<情報通信システム事業>

官公庁向けでは、全国で頻発する自然災害を踏まえ、防災・減災意識は一層高まっており、防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進、緊急防災・減災事業債の継続などにより、需要は増加するものと予測しております。このような中、各種防災行政無線システム等を中心に、防災・減災需要の取り込み、水管理システムの拡販、保守などストックビジネスの確保を継続いたします。具体的には、防災行政無線システムやスマートフォン向け防災アプリ「防災コンシェル」などを含めた総合防災ソリューションを中心に、お客様のニーズに合わせたソリューションを展開し、今後も全国の市町村に向けて新たな市場の開拓を図っております。

また、民間向けでは、2026年3月に販売を開始した「SoftBank A501SJ」を含めた当社のIP無線製品、映像ソリューションを中心として、お客様のニーズに応えるソリューションを提供し、さらなる付加価値向上、拡販を図ります。

② コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

当社グループは、企業価値を永続的に高め、全ての利害関係者に貢献するために、経営の効率性を追求し、社会的責任を果たすことが重要であると考えております。その実現のため、今後も内部統制を一層強化するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実強化に努めてまいります。

③ 社会への継続的な取り組み

当社グループは、企業活動におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、コンプライアンス行動指針を定めております。この方針の下、社会への継続的な取り組みを推進してまいります。

<品質管理の取り組み>

当社は、すべての人々に信頼される情報通信サービスの提供を行うために、開発・製造・販売・修理部門で国際規格である品質マネジメントシステムISO9001認証を取得し、品質へ配慮した事業の拡大を推進します。

<情報セキュリティの取り組み>

当社は、プライバシーマークの認証を取得し、又、開発部門において国際規格である情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001を取得しております。今後も、顧客との信頼関係を第一として、顧客の情報資産及び当社の情報資産を過失、事故、災害、犯罪などのあらゆる脅威から守り、顧客に安全かつ充実したサービスを継続的に提供します。そのために「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、国が定める指針及びその他の規範に基づき、情報セキュリティポリシーを定め、この方針の下、継続的に情報管理を徹底してまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、近年の情報通信ビジネス環境の変化から判断して、今後も当該分野に関しては大きな進化を遂げていくものと思われまます。

このような情報通信システムに対するニーズが今後も進化・多様化すると予想される中、常に顧客満足度を維持し向上していくことを重要課題として位置付け、お客様本位の提案活動を行うとともに、ソリューションサービスの向上・技術力強化を目的とした投資を積極的に推進します。

また、それを支えるために、従業員に対する成果主義に基づく人事処遇制度を徹底するとともに、適宜教育や研修等の実施により、必要な技術力を絶えず維持することで、サービス力の向上と生産性の改善を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

サステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

西菱電機グループが考えるサステナビリティとは、経営理念「西菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供し、安心・安全・快適で持続可能な未来のために貢献し続ける事業活動そのものです。

この理念に基づく「経営基本方針」「コンプライアンス行動指針」「内部統制システム基本方針」等において、事業を通じた社会貢献の推進、地球環境の保全、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、知的財産、公正な企業活動、危機管理、情報セキュリティへの対応等を掲げ活動を推進することで、当社グループの持続的な成長と社会の持続的な発展の両立を目指します。

(1) ガバナンス

サステナビリティを巡る課題への対応は経営の重要課題と認識しており、当社グループは、事業においてサステナビリティを推進するにあたり、意思決定手続きを定めています。コンプライアンス、内部統制、安全衛生、知的財産、情報セキュリティに関わる事項については、担当取締役が所管する責任部門が事務局となり、全社横断的なメンバーで構成される各委員会（コンプライアンス推進会議、内部統制委員会、安全衛生委員会、知的財産委員会、情報セキュリティ委員会等）が活動を推進しています。具体的には、経営が必要とするサステナビリティに関する重要事項の意思決定にあたっては、当該事項に係る委員会が助言、推奨し、そのうえで執行役員会議にて報告・審議され、重要事項は取締役会において報告・意思決定・監督されます。

(2) 戦略

当社グループは、「優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します」と経営理念に掲げ、創業以来一貫したトータルサービスで、安心・安全・快適な社会を創造する情報通信ソリューションを提供し続けており、その価値を創造するグループ人材は、『情報通信ソリューションとして新たな価値を創造していくうえで最も重要な原動力は人材という資産である』というポリシーのもと、人材マネジメントを行っております。また、「情報通信端末事業」「情報通信システム事業」の各ソリューションサービスを経営の柱とし、携帯情報通信端末の販売・修理、防災関連をはじめとする各種無線・映像ソリューションの開発・提供等、当社グループでは多岐にわたる事業を手掛けており、事業の推進・拡大、そして企業の持続的成長には、多様な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。

具体的には、「真に自律したプロフェッショナルであり、かつチームに刺激と調和の価値を相互に与えあえる社員の育成」という人材育成方針のもと、以下の取り組みおよび環境整備を行っております。

(人材育成)

① 経営幹部

経営幹部候補人材に対し、経営層向けの外部研修の受講により、経営に必要な知識を早期に習得する環境を提供すると共に、事業運営の実務経験を積ませることで、知識と経験の両面から人材育成を行っております。

② ミドルマネジメント

ミドルマネジメント人材の育成として、人事制度上の資格等級に合わせた階層別のマネジメント教育を実施しております。また管理職就任時には新任の管理職向けに実務的なマネジメント教育も実施し、管理職としての役割を早期に担える教育体系としております。

今後はさらに管理職の候補人材に向けた教育体系の充実を目指します。

③ 専門人材

社員個人の目指すキャリアに応じて自由に組み合わせることができる専門的な研修を、集合研修をはじめ、通信教育やe-learningなど複数の教育プランで揃えており、多様なキャリア形成が可能な教育環境を整えております。この専門人材の教育環境は雇用形態に関わらず受講が可能としております。

また、社員個人が保有するスキル情報などをデータ化し、社員個人の専門性や成長を可視化する環境も構築しており、これらのデータを元に社員の育成計画にも活用しております。

④ シニア人材

今後の人材確保の観点から、シニア人材の活躍は不可欠であると考えております。定年後も経験と知識を活かしつつ、いくつになっても新たなフィールドで活躍できるよう、2024年4月にシニア人材向けの人事制度と教育体系を新設しております。教育においては、定年前後においても新たな知識を学び、技術を習得していくことができる環境を整備しており、キャリアデザイン研修やキャリアコンサルティング面談を実施するなど、今後もより一層シニア人材の活躍の場を広げる環境創出を目指しております。

(人材確保)

近年の人材採用市場は、労働人口の減少もあり、獲得競争は厳しい状況となっております。その中でも多様な人材を確保していくため、以下の取り組みを実施しております。

① 多様性

人材確保において、多様な人材が活躍できる就業環境が非常に重要と捉えております。特に個々人に合った柔軟で多様な働き方ができること、ワークライフバランスの取れた健全な職場であることは最も重要であると考えております。そのため、当社グループでは就業環境として、在宅勤務やフレックスタイム制度を導入しており、多様な働き方が可能な環境を整備しております。また、有給休暇取得や男性社員の育児休業取得を全社で推進しており、育児との両立やワークライフバランスの向上を目指しております。そのほか、時間外労働の削減のため、業務の効率化や改善活動を推進しており、毎年表彰も実施しております。これらの取り組みにより、新卒採用での人材確保はもとより、キャリア採用でも女性人材や高齢人材の確保及び活用に繋がっております。また、専門性の高い業務では、フリーランス人材の活用も取り入れており、多様な人材の活用による人材確保を行っております。

2024年度には服装の自由化（ドレスコードフリー）を導入し、より働きやすい職場環境の整備を進めました。また、2025年4月からは、職場内での社員同士のコミュニケーションを活性化すべく、役職に関わらず「さん」付けに統一をし、今まで以上に風通しの良い職場環境とすることで、生産性の向上や年齢、役職、所属部署の垣根を超えたアイデア創出を目指しております。また、働き方の柔軟性や多様性では、同じく2025年4月より副業を解禁しました。これにより多様な人材の獲得及び誰もが活躍できる職場環境を目指しております。

② 動機付け

キャリア採用だけでなく新卒採用においても、職種別採用を実施しております。個人のキャリアプランに応じた職業選択を可能とすることにより、専門性に特化した人材確保が行えております。また、先輩社員との面談や、実際の業務を体験できるインターンシップなど、職場環境や仕事の理解を深める取り組みを実施しており、当社グループへの理解を深め、また早期での離職防止にも努めております。

(3) リスク管理

「危機管理規則」に基づき全社横断的なリスク（※）につき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の各委員会（コンプライアンス推進会議、内部統制委員会、安全衛生委員会、知的財産委員会、情報セキュリティ委員会等）において識別・評価・管理を行っております。具体的には、現状把握及び対応策の検討・策定を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施いたします。万一これらの事態が発生した場合には、「危機管理規則」「事業継続計画（BCP）」等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施します。

※当社グループにおける主要なリスクは「3. 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

①連結会社

指標	目標	実績(連結会計年度)	補足説明
全労働者の有給休暇取得率 (注) 1.	70%以上を維持	82.0%	1. 2025年度から、目標を70%以上へ引き上げております。 2. 日本企業の全国平均よりも高い水準を目標として設定しております。
男性労働者の育児休業取得率(注) 2.	30%以上を維持	84.6%	1. 男性労働者の育児休業取得率は過去3年平均65.6%となります。 2. 2025年度から、目標を30%以上へ引き上げております。

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

②提出会社

指標	目標	実績(当事業年度)	補足説明
全労働者の有給休暇取得率 (注) 1.	70%以上を維持	79.2%	1. 2025年度から、目標を70%以上へ引き上げております。 2. 日本企業の全国平均よりも高い水準を目標として設定しております。
男性労働者の育児休業取得率(注) 2.	30%以上を維持	87.5%	1. 男性労働者の育児休業取得率は過去3年平均66.2%となります。 2. 2025年度から、目標を30%以上へ引き上げております。

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況について

当社グループは、民間向けでは景気の変動などにより、官公庁向けでは予算状況によっては、当社グループの財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場関連について

情報通信端末事業におきましては、携帯端末販売では、電気通信事業者の販売奨励金制度の見直し、販売代理店による店舗支援策の変更などにより、業績に影響を与える可能性があります。携帯端末修理再生では、修理受付台数の増減、修理単価の増減により、業績に影響を与える可能性があります。

情報通信システム事業では、ソフトバンク株式会社向け I P 無線事業について市場稼働台数の変動により業績に影響を与える可能性があります。これらの場合は、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性があります。

(3) 市場での競合について

情報通信端末事業では、携帯端末販売店舗の出店時に立地環境を調査し、条件の良好な場所に出店しておりますが、近隣への競合店の出店並びにMVNO市場や中古端末市場拡大などの環境変化により予測を下回る可能性があります。また、情報通信システム事業では、同業者との価格競争、通信機器システム分野における携帯端末など、各分野での代替機器との競合により予測を下回る可能性があります。これらの場合は、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性があります。

(4) システム障害について

当社グループが提供するクラウドサービス及びそれに関連する事業は、通信ネットワークに依存しているため、災害や事故等による通信ネットワークの切断、急激なアクセス集中によるサーバーの一時的な作動不能、コンピューターウイルスによる被害、サーバー・ソフトウェアの不具合など、又は人為的な過失による滅失・毀損による接続障害等が生じた場合には、当社のサーバーに接続することが出来ない事態が生じることがあります。これらのサーバー接続障害が当社の責めに帰すべき事由により発生した場合には、当社に対する損害賠償請求や訴訟が生じるなど、当社グループが提供するサービスへの信頼喪失を招き、当社グループの事業及び経営成績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の品質等について

当社グループは、製品の品質や信頼性の向上に常に努力を払っておりますが、製品の性能、納期上の問題や製品に起因する安全上の問題について契約相手方やその他の第三者から請求を受け、また訴訟等を提起される可能性があります。また、当社グループが最終的に支払うべき賠償額が製造物責任賠償保険等でカバーされるという保証はありません。

(6) 原材料の価格変動と調達について

世界的地政学的リスクの上昇などによる原材料の高騰などが社会問題化しております。当社はコスト競争力の強化に継続して取り組んでおりますが、為替・地政学的リスクによる急激な原材料価格の変動は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、原材料の調達については、自然災害の発生や紛争、政情不安の長期化、事業環境の急激な変化に伴う需給逼迫によって、その調達が困難となるまたはその納期が長期に及ぶ場合、取引先に対する納入遅延が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 主要仕入先について

当社グループは三菱電機グループ並びに兼松コミュニケーションズ株式会社等の主要仕入先と販売代理店契約等を締結しております。これら主要仕入先との取引は安定的に推移しておりますが、仕入先の経営戦略に変更等が生じた場合や、何らかの理由で商品の調達が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 有価証券の保有について

当社グループが保有する有価証券は、業務上取引のある金融機関や企業の株式が大半を占めておりますが、投資先の業績や証券市場の動向により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 債権管理について

当社グループの取引先の業況には十分注意し、信用状態の継続的な把握、必要に応じた債権保全措置を行うことにより不良債権の発生防止に努めており、必要に応じて引当の確保に努めております。また、貸倒引当金の計上に関しては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しておりますが、景気の動向等によっては、貸倒引当金の積み増しを要する事態が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報管理について

当社グループは、事業を行うに当たり取引先や営業に関する情報、又は当社グループや取引先の技術情報等、当社グループの事業に関して多くの秘密情報を保有しております。当社グループは秘密情報の管理の徹底を図っておりますが、予期せぬ事態により情報が流出した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害、事故災害について

地震、台風等の自然災害や火災等の事故災害が発生し、当社グループの拠点や仕入先の設備等に大きな被害が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①経営成績の状況

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善、堅調な企業業績などを背景に回復基調にある一方で、米国の関税政策や為替相場の動向、中東情勢をはじめとした地政学的リスクの高まりに加え、原材料価格やエネルギー価格の高騰などにより、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの関連する業界では、情報通信端末事業におきましては、事業環境は引き続き厳しい状況が続いているものの、徐々に落ち着きを取り戻しつつあります。情報通信システム事業におきましては、各地で大規模な地震が発生するなど、依然として頻発する自然災害の影響から国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が継続しております。加えて、地政学的リスクに起因し、有事対応の必要性も高まっております。また、各業界において、DXの動きがさらに加速しているほか、各自治体においてもスマートシティに関する取り組みが進められるなど、IoT・AI、大容量通信などの新技術を活用した製品・サービスが様々な分野で導入され、活用が進んでおります。

このような状況下、当社グループの売上高は、官公庁向け大口案件増、携帯端末販売における販売台数増、子会社である三菱電機エンジニアリング株式会社の受注増などにより増収となりました。経常損益は人件費を中心とした固定費増を、売上規模増加及び官公庁向けシステムの収益率改善でカバーし増益となりました。なお、新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高206億75百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益3億80百万円（前年同期は2億79百万円）、経常利益4億4百万円（前年同期は2億76百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益2億44百万円（前年同期は81百万円）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

情報通信端末事業

売上高は88億93百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は9億11百万円（前年同期は8億38百万円）となりました。

情報通信システム事業

売上高は117億83百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益は15億29百万円（前年同期は10億85百万円）となりました。

②財政状態の状況

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、102億85百万円（前連結会計年度末は105億13百万円）となり、2億27百万円減少しました。主な要因は、受取手形、売掛金及び契約資産が合計で3億73百万円減少したことなどによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、17億27百万円（前連結会計年度末は16億27百万円）となり、99百万円増加しました。主な要因は、有形固定資産の71百万円増加、投資有価証券の34百万円増加によるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、62億45百万円（前連結会計年度末は64億55百万円）となり、2億10百万円減少しました。主な要因は、支払手形及び買掛金の6億90百万円減少などによるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、2億39百万円（前連結会計年度末は2億50百万円）となり、11百万円減少しました。主な要因は、資産除去債務の14百万円減少などによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、55億28百万円（前連結会計年度末は54億34百万円）となり、93百万円増加しました。主な要因は、自己株式の取得1億76百万円、譲渡制限付株式報酬の付与84百万円、剰余金の配当80百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2億44百万円などによるものです。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度に比べ2億15百万円増加し、11億20百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は6億24百万円（前連結会計年度は2億41百万円の収入）となりました。これは主に、仕入債務の減少による6億90百万円などにより資金が減少しましたが、税金等調整前当期純利益4億53百万円、売上債権及び契約資産の減少3億73百万円により資金が増加したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は1億50百万円（前連結会計年度は1億53百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得1億70百万円、無形固定資産の取得12百万円などにより資金が減少したことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は2億59百万円（前連結会計年度は2億41百万円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払額80百万円、自己株式の取得1億76百万円により資金が減少したことなどによるものです。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
情報通信端末事業 (百万円)	1,306	88.8
情報通信システム事業 (百万円)	11,782	106.3
合計 (百万円)	13,088	104.2

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の生産実績は販売価格によっております。
3. 情報通信端末事業の生産実績については、携帯情報通信端末の修理再生などであります。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
情報通信端末事業 (百万円)	4,591	105.3
情報通信システム事業 (百万円)	—	—
合計 (百万円)	4,591	105.3

- (注) 情報通信システム事業については、商品仕入高がないため記載しておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)			
	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
情報通信端末事業	1,300	87.9	11	64.8
情報通信システム事業	13,304	111.8	9,141	120.0
合計	14,604	109.1	9,152	119.8

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 情報通信端末事業の受注高については、携帯情報通信端末の修理再生などであります。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
情報通信端末事業 (百万円)	8,893	108.3
情報通信システム事業 (百万円)	11,782	106.3
合計 (百万円)	20,675	107.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
兼松コミュニケーションズ株式会社	2,987	15.5	3,527	17.1
三菱電機株式会社	3,518	18.2	3,504	16.9
KDD I 株式会社	2,746	14.2	2,953	14.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の売上高は、官公庁向け大口案件増、携帯端末販売における販売台数増、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の受注増などにより増収となりました。経常損益は人件費を中心とした固定費増を、売上規模増加及び官公庁向けシステムの収益率改善でカバーし増益となりました。なお、新規事業開発、規模拡大に向けた社内体制強化、販売促進などの積極的な投資は継続しております。

セグメントの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

a. 情報通信端末事業

情報通信端末事業におきましては、携帯端末販売の販売台数増を主因として増収となりました。利益面では、人件費増を中心とした固定費増を売上規模増でカバーし、増益となりました。

これらの結果、情報通信端末事業での売上高は88億93百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は9億11百万円（前年同期は8億38百万円）となりました。

b. 情報通信システム事業

情報通信システム事業におきましては、売上高は、官公庁向け大口案件の増加、子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の受注増を主因に増収となりました。利益面では、売上規模増に加え、官公庁向けシステムの収益率改善により増益となりました。

これらの結果、情報通信システム事業の売上高は117億83百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益は15億29百万円（前年同期は10億85百万円）となりました。

②資本の財源及び資金の流動性についての分析

a. キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資金需要

当社グループの資金需要は主に大きく分けて運転資金需要と設備資金需要の2つがあります。運転資金需要のうち主なものは商品の仕入、システム設計や製品製造等における材料仕入、外注費等の製造/設計等費用、共通するものとして販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要としましては、主に事業運営のための店舗・拠点関連投資やシステム開発・設計などに係る設備投資などであります。

c. 財務政策

当社グループは現在、運転資金につきましては、内部資金より充当し、不足が生じた場合は短期借入金で調達を行っております。また、設備資金につきましては、内部資金で不足する場合は、長期借入金などにより調達を行っております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に一定の期間にわたり充足される履行義務に係る進捗度の算定、貸倒引当金、賞与引当金及び繰延税金資産であり、継続して見積り及び判断・評価を行っております。詳細については、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載のとおりであります。

なお、見積り及び判断・評価については、過去の実績などの状況に応じて合理的と考えられる要因に基づいておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

5 【重要な契約等】

契約会社	締結年月	契約の名称	相手先	契約概要（期間、対価（率及び額）等を含む）
当社	1993年9月	取引基本契約	三菱電機株式会社 通信機製作所	継続的な取引に関する基本的事項 （1年毎自動更新）
当社	1994年4月	代理店契約	兼松コミュニケーションズ株式会社	代理店契約（1年毎自動更新）、 手数料規定を含む
当社	1995年9月	取引基本契約	三菱電機株式会社	代理店契約（1年毎自動更新）、 契約額の手数料規定を含む
当社	2013年1月	取引基本契約	ソフトバンク株式会社	継続的な取引に関する基本的事項 （1年毎自動更新）
コムテック サービス 株式会社	2013年11月	代理店契約	KDDI株式会社	代理店契約（1年毎自動更新）、 手数料規定を含む

（財務制限条項が付された借入金契約）

当社は当連結会計年度末日時点において、下記の財務制限条項が付された借入金契約を締結しております。

1. 契約内容

相手先	契約締結日	契約期間	内容
株式会社三菱UFJ銀行	2008年3月19日	自 2026年3月19日 至 2027年3月18日	機動的かつ安定的な資金調達を行うため、15億円のコミットメントライン契約を締結。 なお、当契約については、2026年3月18日に契約期限が到来しましたが、本契約にもとづき契約期間が1年延長されました。
株式会社三井住友銀行	2025年3月27日	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	機動的かつ安定的な資金調達を行うため、10億円のコミットメントライン契約を締結。

2. コミットメントライン契約に係る債務の期末残高および当該債務に付された担保の内容

- (1) 残高 900百万円（2026年3月31日現在）
- (2) 担保の内容 無担保

3. 財務制限条項

- (1) 各連結会計年度末の連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、本契約締結日の直近の各連結会計年度末における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- (2) 各連結会計年度末における連結及び単体の損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は68百万円です。なお、セグメントごとの研究開発の目的、内容、成果及び研究開発費は次のとおりであります。

・情報通信システム事業

安心・安全をキーワードとした、顧客ニーズに合致するシステム・製品・サービスの提供を拡充すべく、各種情報通信システムの開発に注力しております。これらの情報通信システム事業における研究開発費は68百万円であり、ます。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施した設備投資総額は、270百万円となりました。

セグメントごとの設備投資等の概要は次のとおりであります。

情報通信端末事業	21百万円
情報通信システム事業	110百万円
管理部門	137百万円
合計	270百万円

その主な内容は次のとおりであります。

情報通信システム事業では市町村防災行政無線システムの設備更新、リフローはんだ付け装置の更新等、管理部門では基幹システム刷新、大阪支社移転に係る本社並びに大阪支社改装等であります。

なお、当連結会計年度において、生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、除却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(2026年3月31日現在)

セグメントの 名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員 数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	合計	
情報通信 端末事業	モバイルエンジニア リング事業部他 (東京都江東区他)	携帯情報通信 端末修理再生 設備	10	0	—	2	13	30 (8)
	モバイルセールス事 業部 (大阪府豊中市他)	販売設備	—	—	—	—	—	89 (64)
情報通信 システム事業	情報通信システム事 業部他 (兵庫県尼崎市他)	電子機器 測定器設備 映像設備	147	2	—	55	204	177 (44)
管理部門	本店他 (兵庫県伊丹市他)	統括業務施設	139	—	64 (612)	21	226	58 (30)

(注) 1. 上記の金額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2. 情報通信システム事業部及び本店（兵庫県伊丹市）以外の建物は、全て賃借しております。

3. 従業員数の（ ）内は、外書きで臨時雇用者数を示しております。

(2) 国内子会社

(2026年3月31日現在)

会社名	セグメント の名称	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	合計	
コムテック サービス 株式会社	情報通信 端末事業	a uららぼーと EXPOCITY 他5店舗 (大阪府吹田市他)	販売設備	18	2	— (—)	4	24	52 (26)
西菱電機 エンジニア リング株式 会社	情報通信 システム 事業	本社 (兵庫県伊丹市)	製造設備	65	4	213 (3,334.1)	77	361	95 (63)

(注) 従業員数の()内は、外書きで臨時雇用者数を示しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備計画については、売上・利益計画に照らして将来継続的に利益に貢献するものに絞って策定しております。連結子会社の設備計画は当社と協議のうえ策定しております。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,500,000	3,500,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	3,500,000	3,500,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2002年2月14日(注)	298	3,500	97	523	148	498

(注) 有償一般募集 298,000株

(ブックビルディング方式)

発行価格 890円

引受価額 827円

発行価額 655円

資本組入額 328円

(5) 【所有者別状況】

(2026年3月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	4	17	16	8	10	1,745	1,800	—
所有株式数（単元）	—	338	698	15,669	523	33	17,726	34,987	1,300
所有株式数の割合（%）	—	0.97	2.00	44.79	1.50	0.09	50.67	100.00	—

（注） 自己株式116,432株は、「個人その他」に1,164単元及び「単元未満株式の状況」に32株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

(2026年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
合同会社ニシオカ	大阪府豊中市本町6-2-6	800,000	23.64
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	702,000	20.74
西菱電機従業員持株会	兵庫県伊丹市藤ノ木3-5-33	188,400	5.56
西岡 伸明	大阪府豊中市	104,000	3.07
海山 智	兵庫県宝塚市	84,000	2.48
西井 希伊	奈良県奈良市	49,400	1.45
アトム電子株式会社	神戸市東灘区本山中町3-5-3	43,900	1.29
秦 康明	大阪市城東区	41,000	1.21
西岡 奈津子	大阪府豊中市	40,000	1.18
吉田 政功	横浜市磯子区	39,600	1.17
計	—	2,092,300	61.84

（注） 1. 合同会社ニシオカは、西岡伸明氏の資産管理会社であります。

2. 2026年2月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社コンセプトが2026年1月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 株式会社コンセプト
住所 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町368
保有株券等の数 株式 140,100株
株券等保有割合 4.00%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2026年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 116,400	—	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,382,300	33,823	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 1,300	—	—
発行済株式総数	3,500,000	—	—
総株主の議決権	—	33,823	—

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

② 【自己株式等】

(2026年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 西菱電機株式会社	兵庫県伊丹市藤ノ木 三丁目5番33号	116,400	—	116,400	3.33
計	—	116,400	—	116,400	3.33

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法施行規則第27条に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2025年5月14日) での決議状況 (取得日 2025年5月15日)	222,000	177,600,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	220,000	176,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,000	1,600,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.90	0.90
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	0.90	0.90

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	800	—
当期間における取得自己株式	400	—

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式報酬としての処分)	106,200	—	—	—
保有自己株式数	116,432	—	116,832	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと考えており、会社の競争力を維持・強化して株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針です。剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回もしくは中間配当を含めた年2回の配当を行うことを基本とし、「連結株主資本配当率(DOE) (※) 1.5%程度」、または「連結配当性向40%台」のいずれか高い方を目安に配当金額を決定いたします。

※ 連結株主資本配当率(DOE) = (年間配当総額 ÷ 連結株主資本) × 100

なお、当社は定款で、剰余金の配当を中間配当(基準日: 9月30日)及び期末配当(基準日: 3月31日)できる旨を定めており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会です。

当事業年度は、業績動向及び財務状況等を勘案し、また引き続き株主の皆様の日頃のご支援に応えるべく1株当たり33円の期末配当を実施することを予定としております。その結果、当連結会計年度は株主資本配当率2.1%、株主資本当期利益率4.5%となる予定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対処すべく、通信関連新規分野への取り組み強化及び市場ニーズに応える技術力の強化を図るために、有効に投資してまいりたいと考えております。

当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。期末配当に関する配当金の総額111百万円及び1株当たり配当額33円につきましては、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月25日 定時株主総会決議 (予定)	111	33

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を永続的に高め、全ての利害関係者に貢献するために、経営の効率性を追求し、社会的責任を果たすことが重要であると考えます。このために経営の監督機能と執行機能を明確化するとともに、情報開示の迅速化に努めております。これにより経営上の意思決定、執行に係るコーポレート・ガバナンスを有効に機能させ内部統制機能を強化すると同時に、経営の透明性及び健全性の確保を推進しております。さらには、法令・社内規則の遵守及び企業倫理をも含め、従業員等への社内教育制度を充実し、コンプライアンスに対する意識の周知徹底・強化に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

<基本説明>

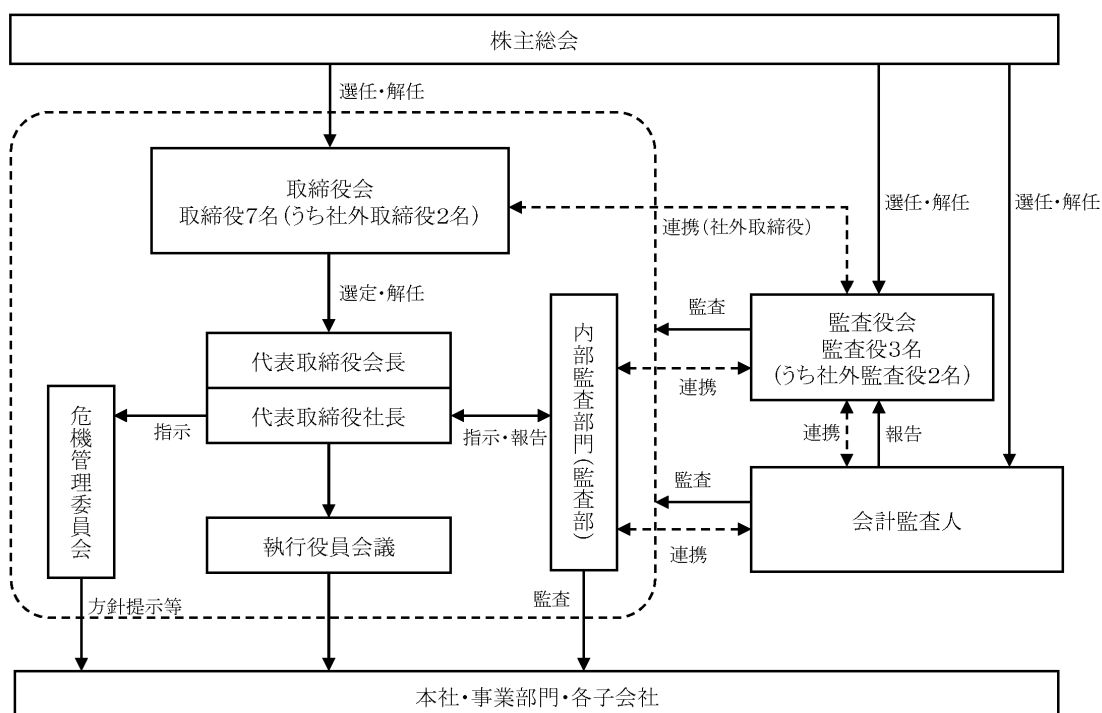
- ・当社は、監査役会設置会社であります。社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。2026年6月24日（有価証券報告書提出日）現在、監査役会は監査役3名で構成し、社外監査役は2名であります。なお、当社は2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合についても、監査役会の構成に変更はありません。
- ・取締役会は、2026年6月24日（有価証券報告書提出日）現在、取締役7名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員2名及び人事総務・法務コンプライアンス・CSR担当取締役1名を含む）で構成し、監査役3名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名を含む）出席のもと、毎月1回以上開催しております。取締役会では、経営方針の決定他、業績の進捗状況等が報告されております。なお、当社は2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として「取締役7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、取締役会は、取締役7名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員2名及び事業全般・子会社管掌・法務コンプライアンス・CSR担当取締役1名を含む）で構成することになります。
- ・当社は執行役員制度を採用しており、執行役員に業務執行権限を大幅に委譲することにより意思決定の迅速化と責任の明確化を図っております。
- ・取締役は執行役員の業務執行を監視する役割をも担っております。常勤取締役・監査役・執行役員・本部長・事業部長・支社長・室長で構成される執行役員会議を毎月1回開催し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、経営戦略の進捗状況・現状分析等を議論・検討しているほか、経営上の重要事項について意見を交換し、取締役会への付議を要しない一部事項について決定しております。
- ・2026年6月24日（有価証券報告書提出日）現在、設置する機関ごとの構成員は以下のとおりであります。

設置する機関の名称	当該機関の長に該当する者の氏名・役職名	構成員
取締役会	代表取締役社長 西井希伊	西岡伸明、神田達也、前田真昭、平塚俊光、小西新右衛門（社外取締役）、田内芳信（社外取締役）
監査役会	常勤監査役 竹内徹	藤本達也（社外監査役）、川上啓一（社外監査役）
執行役員会議	代表取締役社長 西井希伊	西岡伸明、神田達也、前田真昭、平塚俊光、竹内徹（常勤監査役）、藤本達也（社外監査役）、久部恭範、中谷健一、草木克利、福本潤一郎、鳥居紀彦、篠浦洋二、塩山靖男、早川裕治、市瀬智昭、福田圭一、三宅智博、栗田智司、卯田真人、三市高志、小川浩治、横尾剛、岡本文彦、和田貴行、上田直輝、三林哲也、森功、原田真二

・2026年6月25日開催予定の定時株主総会で当社提案の議案が承認可決された場合、設置する機関ごとの構成員は以下のとおりとなる予定であります。

設置する機関の名称	当該機関の長に該当する者の氏名・役職名	構成員
取締役会	代表取締役社長 西井希伊	西岡伸明、神田達也、平塚俊光、鳥居紀彦、小西新右衛門（社外取締役）、田内芳信（社外取締役）
監査役会	常勤監査役 竹内徹	藤本達也（社外監査役）、高野博史（社外監査役）
執行役員会議	代表取締役社長 西井希伊	西岡伸明、神田達也、平塚俊光、鳥居紀彦、竹内徹（常勤監査役）、藤本達也（社外監査役）、久部恭範、中谷健一、草木克利、福本潤一郎、篠浦洋二、塩山靖男、早川裕治、市瀬智昭、福田圭一、三宅智博、粟田智司、卯田真人、三市高志、小川浩治、横尾剛、岡本文彦、和田貴行、上田直輝、三林哲也、森功、原田真二

< 模式図 >



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況（リスク管理体制の整備の状況・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況を含む）

- ・当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役は、忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開いたします。

項目毎の施策は、次の通りです。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は、保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにいたします。

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討・策定を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施いたします。万一これらの事態が発生した場合には、「危機管理規則」「事業継続計画（BCP）」等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施いたします。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施いたします。

- 中期経営計画及び年度経営計画を策定し経営目標を具体化することにより、取締役の業務執行の迅速化及び効率化を図ります。
- 独立した社外取締役を選任し、職務執行に対する監督機能を充実し、経営に対する助言を得ることにより、取締役の職務執行がより効率的に行えるようにいたします。
- 取締役会において執行役員を選任し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、重複を防ぎ効率的に業務を遂行いたします。また、毎月開催する「執行役員会議」において経営課題を討議し共有化いたします。
- 金融商品取引法（第24条の4の4）に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用いたします。

- ・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社はコンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に明記し、社内研修等により全社に浸透を図っております。

コンプライアンス体制の整備のため、次のような施策を実施いたします。

- 「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知いたします。
- 「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」等の基本的な社内規則にコンプライアンスに関する規定を整備するとともに、個人情報保護、インサイダー取引等防止、安全衛生管理、内部通報制度、安全保障輸出管理、内外の公務員等に対する贈賄防止その他のコンプライアンスの実効性を担保するための個別の社内規則を制定・運用いたします。
- コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施いたします。
- 外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用いたします。本制度は、当社グループの社員及び役員、退職者に対しても適用されます。
- 社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。
- 反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係をもたないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書へ反社会的勢力排除に関する条項を規定するなど徹底した運用を行います。

- ・企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社と4つの子会社（すべて完全子会社）は、経営理念及びこれに基づく「経営基本方針」、「社員行動指針」を共有し、当社は、企業グループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対し次のような施策を実施いたします。

- i. 子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないように留意いたします。
- ii. 「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。
- iii. 子会社は当社の「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」に出席し、情報と問題意識を共有いたします。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導いたします。
- iv. 企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにいたします。
- v. 子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施いたします。
- vi. 子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導いたします。

・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施いたします。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置しておりませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討いたします。

- i. 監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにいたします。
- ii. 監査役は、社外取締役と定期的に情報・意見を交換することにより経営課題を共有化いたします。
- iii. 監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化いたします。
- iv. 監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。
- v. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要でないものを除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担いたします。
- vi. 監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制整備として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本的な方針としております。

当社の体制は危機管理の一環として対応統括部門及び各拠点に不当要求防止責任者を設置し、警察・顧問弁護士等の外部専門機関との連携・協力により対応するとともに、契約書や取引約款に暴力団排除条項を設けるなど、反社会的勢力に対して予防、排除の対応を図っております。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該規定に基づき、当社と社外取締役及び各監査役との間で、同契約を締結しており、その賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

ハ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社における取締役、執行役員及び監査役並びにすべての子会社における取締役及び監査役としており、その保険料を全額各社が負担しております。当該保険契約の填補の対象は、法律上の損害保険金、争訟費用としており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補の対象とはなりません。

ニ. その他

- ・当社の取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。
- ・当社は、自己株式の取得に関して、経営環境の変化に対応し機動的に資本政策を実施するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

- ・当社は、株主総会における会社法第309条第2項に定める決議について、株主総会の円滑な運営を図るため議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。
- ・当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ・当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ホ. 取締役会の活動状況

原則として毎月1回、定例取締役会を開催するとともに、必要のある都度臨時取締役会を開催しております。当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
代表取締役会長	西岡 伸明	全14回中14回
代表取締役社長	西井 希伊	全14回中14回
常務取締役	神田 達也	全14回中14回
取締役	前田 真昭	全14回中14回
取締役	平塚 俊光	全14回中14回
社外取締役	小西 新右衛門	全14回中12回
社外取締役	田内 芳信	全14回中14回
常勤監査役	竹内 徹	全14回中14回
社外監査役	稗田 勝	全4回中4回
社外監査役	山路 健	全4回中4回
社外監査役	藤本 達也	全10回中10回
社外監査役	杉原 章元	全10回中10回

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 稗田勝及び山路健の両氏は、2025年6月26日開催の第59回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しましたため、退任までの出席回数を記載しております。
3. 藤本達也及び杉原章元の両氏は、2025年6月26日開催の第59回定時株主総会において、新たに選任されましたので、就任後の出席回数を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としましては、「取締役会規則」に基づく株主総会に関する事項、取締役等に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、組織及び人事に関する事項、経営方針等重要な業務執行に関する事項、その他株主総会の決議により授権された事項、法令及び定款に定められた事項、サステナビリティに関する事項等になります。また、これらの事項を審議し決議するとともに、取締役から定期的に業績報告他職務執行状況の報告を受ける等しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2026年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 10名 女性 一名 （役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	西岡 伸明	1957年1月12日生	1992年8月 当社総務部長 1993年2月 当社取締役 2002年4月 当社取締役副社長 2007年6月 当社代表取締役副社長 2008年4月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 3	904,000
代表取締役 社長	西井 希伊	1955年11月13日生	1979年4月 当社入社 2008年6月 当社取締役 2011年4月 当社常務取締役 販売統括・端末販売 担当 2018年6月 当社専務取締役 事業全般・子会社管 掌 2018年9月 当社代表取締役専務取締役 事業全 般・子会社管掌 2019年4月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	49,400
常務取締役 事業全般・子会社管掌	神田 達也	1961年6月2日生	1982年3月 当社入社 2011年4月 当社執行役員情報通信端末事業副本 部長 2012年4月 当社常務執行役員モバイルソリュー ション事業本部長 コムテックサービス株式会社代表取 締役社長 2019年6月 当社取締役 事業全般・子会社担当 常務執行役員事業統括本部長 2022年6月 当社常務取締役 事業全般・子会社管 掌（現任）	(注) 3	16,300
取締役 人事総務・ 法務コンプライアンス・ CSR担当	前田 真昭	1960年10月24日生	2008年11月 株式会社アイディーユー（現 日本ア セットマーケティング株式会社）取 締役 2009年11月 当社入社 人事・総務・広報部長 2011年4月 当社執行役員人事総務部長 2017年4月 当社常務執行役員人事総務部長 2018年6月 当社取締役 人事総務担当 常務執行 役員人事総務部長 2020年6月 当社取締役 人事総務・法務コンプラ イアンス・CSR担当 常務執行役員人 事総務本部長（現任）	(注) 3	5,100
取締役 経営企画・ 財務担当	平塚 俊光	1965年1月19日生	1987年4月 三菱電機株式会社入社 2018年4月 同社四国支社総務部長兼コンプラ イアンスマネージャー 2019年10月 同社本社経理部付 Siam Compressor Industry Co., Ltd. Director Financial Division Manager 2024年4月 当社常務執行役員経営企画本部長 2024年6月 当社取締役 経営企画・財務担当常務 執行役員経営企画本部長（現任）	(注) 3	2,300
取締役	小西 新右衛門	1952年5月22日生	1975年4月 小西酒造株式会社入社 1982年5月 同社常務取締役営業本部長 1989年6月 同社代表取締役副社長 1991年6月 同社代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	3,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	田内 芳信	1949年9月22日生	1968年4月 日本電信電話公社(現 NTT株式会社)入社 1999年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現 株式会社NTTドコモ)ソリューション事業企画部長 2000年7月 株式会社ドコモ・マシンコミュニケーションズ(現 株式会社NTTドコモに営業譲渡)取締役 2004年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西(現 株式会社NTTドコモ)取締役 2008年7月 ドコモ・エンジニアリング関西株式会社(現 株式会社ドコモCS関西)常務取締役 2018年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	15,000
常勤監査役	竹内 徹	1964年2月22日生	1984年3月 当社入社 2006年4月 当社情報通信端末販売事業部長 2010年4月 当社東京テレコム事業所長 2014年4月 当社モバイルソリューション事業本部長 2015年4月 当社監査室長 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	16,000
監査役	藤本 達也	1963年6月7日生	1986年4月 株式会社太陽神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 2011年4月 株式会社三井住友銀行伊丹法人営業部長 2013年4月 神戸土地建物株式会社企画部長 2014年7月 同社執行役員企画部長 2017年6月 同社常務執行役員 2020年6月 同社常務取締役 2021年6月 同社専務取締役 2025年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	—
監査役	川上 啓一	1972年7月28日生	1996年4月 三菱電機株式会社入社 2019年4月 同社鎌倉製作所経理部調査課長 2021年4月 同社電子システム業務部経理課長 2023年4月 同社インフラBA戦略室経理ユニット管理グループマネージャー 2025年4月 同社関係会社部経営企画担当部長 2026年4月 同社監査部次長(現任) 2026年4月 当社社外監査役(現任)	(注)5	—
計					1,011,400

- (注) 1. 取締役 小西新右衛門及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤本達也及び川上啓一の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 常勤監査役 竹内徹及び監査役 藤本達也の両氏の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会の時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役 川上啓一氏の任期は、補欠監査役から監査役に就任した2026年4月1日から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。なお、同氏は2026年3月期に係る定時株主総会(2026年6月25日開催予定の第60回定時株主総会)終結の時をもって、監査役を辞任により退任する予定でございます。
6. 代表取締役会長 西岡伸明氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社ニシオカが所有する株式数を含めて記載しております。

7. 当社は、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任しております。
補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
稗 田 勝	1950年5月7日生	1973年4月 株式会社神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2000年9月 株式会社さくら銀行（現 三井住友銀行）東京中央法人 営業第二部長 2007年4月 神戸電鉄株式会社常務取締役 2012年6月 同社常勤監査役 2017年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外監査役退任 2025年1月 当社社外監査役 2025年6月 当社社外監査役退任	1年	—

- b. 当社は2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役7名選任の件」及び「監査役1名選任の件」「補欠監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の様子は、以下のとおりとなる予定であります。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しています。

男性 10名 女性 一名 （役員のうち女性の比率一％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	西岡 伸 明	1957年1月12日生	1992年8月 当社総務部長 1993年2月 当社取締役 2002年4月 当社取締役副社長 2007年6月 当社代表取締役副社長 2008年4月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役会長（現任）	(注)3	904,000
代表取締役 社長	西井 希 伊	1955年11月13日生	1979年4月 当社入社 2008年6月 当社取締役 2011年4月 当社常務取締役 販売統括・端末販売担当 2018年6月 当社専務取締役 事業全般・子会社管掌 2018年9月 当社代表取締役専務取締役 事業全般・子会社管掌 2019年4月 当社代表取締役社長（現任）	(注)3	49,400
常務取締役 事業全般・子会社管掌・ 法務コンプライアンス・ CSR担当	神田 達 也	1961年6月2日生	1982年3月 当社入社 2011年4月 当社執行役員情報通信端末事業副本部長 2012年4月 当社常務執行役員モバイルソリューション事業副本部長 コムテックサービス株式会社代表取締役社長 2019年6月 当社取締役 事業全般・子会社担当 常務執行役員事業統括副本部長 2022年6月 当社常務取締役 事業全般・子会社管掌 2026年6月 当社常務取締役 事業全般・子会社管掌・法務コンプライアンス・CSR担当（就任予定）	(注)3	16,300
取締役 経営企画・ 財務担当	平塚 俊 光	1965年1月19日生	1987年4月 三菱電機株式会社入社 2018年4月 同社四国支社総務部長兼コンプライアンスマネージャー 2019年10月 同社本社経理部付 Siam Compressor Industry Co., Ltd. Director Financial Division Manager 2024年4月 当社常務執行役員経営企画副本部長 2024年6月 当社取締役 経営企画・財務担当常務執行役員経営企画副本部長（現任）	(注)3	2,300
取締役 事業企画開発・ 人事総務担当	鳥居 紀 彦	1973年2月4日生	1995年4月 当社入社 2011年4月 当社情報通信ソリューション事業部長 2020年4月 当社品質・技術管理室長 2021年4月 当社執行役員 システム事業本部 副本部長 2022年6月 鳥取西菱電機株式会社 代表取締役社長 2023年4月 当社執行役員 システム事業副本部長 2026年4月 当社常務執行役員 企画戦略副本部長 2026年6月 当社取締役 事業企画開発・人事総務担当 常務執行役員企画戦略副本部長（就任予定）	(注)3	8,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	小西 新右衛門	1952年5月22日生	1975年4月 小西酒造株式会社入社 1982年5月 同社常務取締役営業本部長 1989年6月 同社代表取締役副社長 1991年6月 同社代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	3,300
取締役	田内 芳信	1949年9月22日生	1968年4月 日本電信電話公社(現 NTT株式会社)入社 1999年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現 株式会社NTTドコモ)ソリューション事業企画部長 2000年7月 株式会社ドコモ・マシンコミュニケーションズ(現 株式会社NTTドコモに営業譲渡)取締役 2004年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西(現 株式会社NTTドコモ)取締役 2008年7月 ドコモ・エンジニアリング関西株式会社(現 株式会社ドコモCS関西)常務取締役 2018年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	15,000
常勤監査役	竹内 徹	1964年2月22日生	1984年3月 当社入社 2006年4月 当社情報通信端末販売事業部長 2010年4月 当社東京テレコム事業所長 2014年4月 当社モバイルソリューション事業本部長 2015年4月 当社監査室長 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	16,000
監査役	藤本 達也	1963年6月7日生	1986年4月 株式会社太陽神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 2011年4月 株式会社三井住友銀行伊丹法人営業部長 2013年4月 神戸土地建物株式会社企画部長 2014年7月 同社執行役員企画部長 2017年6月 同社常務執行役員 2020年6月 同社常務取締役 2021年6月 同社専務取締役 2025年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	—
監査役	高野 博史	1969年3月7日生	1991年4月 三菱電機株式会社入社 2018年10月 同社中国支社電力部長 2023年4月 同社神奈川支社事業推進部長 2026年4月 同社経営企画統括部関係会社部経営企画担当部長(現任) 2026年6月 当社社外監査役(就任予定)	(注)5	—
計					1,014,500

- (注) 1. 取締役 小西新右衛門及び田内芳信の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤本達也及び高野博史の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 常勤監査役 竹内徹及び監査役 藤本達也の両氏の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会の時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役 高野博史氏は、2026年3月期に係る定時株主総会の時をもって監査役に就任予定であり、その任期は2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 代表取締役会長 西岡伸明氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社ニシオカが所有する株式数を含めて記載しております。

7. 当社は、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
稗田 勝	1950年5月7日生	1973年4月 株式会社神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2000年9月 株式会社さくら銀行（現 三井住友銀行）東京中央法人 営業第二部長 2007年4月 神戸電鉄株式会社常務取締役 2012年6月 同社常勤監査役 2017年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外監査役退任 2025年1月 当社社外監査役 2025年6月 当社社外監査役退任	1年	—
櫻井 健太郎	1977年7月27日生	2000年4月 三菱電機株式会社入社 2011年8月 同社経理部会計課専任 2024年4月 同社本社付 三菱電機モビリティ株式会社経理統括部会計課長 2026年4月 同社経営企画統括部関係会社部経営企画担当部長（現任）	1年	—

② 社外役員の状況

- ・当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。なお、当社は2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として「取締役7名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合についても、当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名と変更ございません。
- ・当社と各社外取締役及び各社外監査役との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役には、経営から独立した客観的・中立的な立場から経営全般の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言等を頂くことを期待しております。
- ・社外取締役小西新右衛門氏は、企業経営者としての長年の実績と高い見識に基づき、経営から独立した客観的な立場より、経営の妥当性・適正性を担保するための有益な助言や意思決定を頂いており、当社グループの持続的な企業価値向上に不可欠な人材であると判断しております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏が代表取締役社長として兼職する小西酒造株式会社と当社との間には、資本関係や取引関係もないため、真に独立した立場から監督するという趣旨を十分に満たしていることにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
- ・社外取締役田内芳信氏は、長年にわたる電気通信事業における広範な実務・経営経験に基づき、経営から独立した客観的な立場より、意思決定や適正性を追及する有益な指摘をいただいております。当社グループの中長期的な企業価値向上に不可欠な人材であると判断しております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。出身企業と当社との間に取引関係はあるものの、当社の取引高全体に対し僅少であること、また資本関係もないため、真に独立した立場から監督するという趣旨を十分に満たしていることにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
- ・社外監査役には、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、取締役の職務執行、重要事項の審議・決定の監視を期待しております。
- ・社外監査役藤本達也氏は、金融機関出身であり、財務及び会計に関する幅広い知見並びに事業会社の常務取締役及び専務取締役として長年にわたり培った幅広い経営経験に基づく識見を当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断しております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。当社は株式会社三井住友銀行から融資を受けている等、取引関係はあるものの、その融資高や他行との取引関係との比較においても、事業等の意思決定に対して影響を与える関係ではないと判断しております。藤本氏本人においても同行を退社して既に長期間（10年以上）が経過しているため、真に独立した立場から監視するという趣旨を十分に満たしていることにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
- ・社外監査役川上啓一氏は、その他の関係会社である三菱電機株式会社経営企画統括部関係会社部の経営企画担当部長であり、特定関係事業者の業務執行者であります。同氏は同社の経理部門において長年にわたり培ってきた財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。その豊富な知識と経験に基づき、取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。三菱電機株式会社は当社の株式を20.74%保有しており、当社との間には製品の売買、据付、修理、保守点検等の取引がありますが、事業活動や経営判断においては、当社独自の経営方針に従って行っており、上場会社として独立性は確保されているものと認識しております。

- ・2026年6月25日開催予定の定時株主総会の時をもって就任予定の社外監査役高野博史氏は、その他の関係会社である三菱電機株式会社経営企画統括部関係会社部の経営企画担当部長であり、特定関係事業者の業務執行者であります。同氏は同社において事業を推進した豊富な知識と経験を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断しております。三菱電機株式会社は当社の株式を20.74%保有しており、当社との間には製品の売買、据付、修理、保守点検等の取引がありますが、事業活動や経営判断においては、当社独自の経営方針に従って行っており、上場会社として独立性は確保されているものと認識しております。
- ・社外取締役または社外監査役を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する場合、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同所の定める独立性基準を充足することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

- ・社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、以下の通りです。

社外取締役は、取締役会において独立した立場から意思決定に関与する役員として、監査役会（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名を含む）との会合を定期的に行い、適宜情報交換・認識の共有を図っております。内部監査状況、監査役監査状況、会計監査状況及びその結果等につきましては、その会合において報告を受け、必要に応じて説明を求めることなどにより、経営監督機能として連携を図っております。

また、社外監査役は、常勤監査役と連携して経営の監視に必要な情報を共有しているほか、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と連携をとり、必要に応じて協議・情報交換等を行うことにより、業務の適正性確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査については、「監査役会規則」「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定し、監査役3名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名を含む）がこの基準に則り、独立した客観的な立場で取締役の職務執行、重要事項の審議・決定の監視を実施しております。

なお、2025年1月1日をもって補欠監査役から監査役に就任し、2025年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました社外監査役稗田勝氏は、金融機関及び事業会社の実務・経営を経験していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2025年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役山路健氏は、事業会社において経理部門の責任者を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、2025年6月26日開催の第59回定時株主総会において選任され就任しました、社外監査役藤本達也氏は、金融機関及び事業会社において実務・経営を経験していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2025年6月26日開催の第59回定時株主総会において選任され就任しました、社外監査役杉原章元氏は、事業会社において実務・経営管理を経験していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2026年4月1日をもって補欠監査役から監査役に就任しました、社外監査役川上啓一氏は、事業会社において経理部門の責任者を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2026年6月25日開催の第60回定時株主総会の時をもって、社外監査役に就任予定の高野博史氏は事業会社において実務・経営管理を経験していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
常勤監査役	竹内 徹	全13回中13回
社外監査役	稗田 勝	全3回中3回
社外監査役	山路 健	全3回中3回
社外監査役	藤本 達也	全10回中10回
社外監査役	杉原 章元	全10回中10回

(注) 1. 稗田勝及び山路健の両氏は、2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任したため、退任までの出席回数を記載しております。

2. 藤本達也及び杉原章元の両氏は、2025年6月26日開催の定時株主総会において、新たに就任したため、就任後の出席回数を記載しております。

監査役会における具体的な検討内容としては、監査の方針及び監査実施計画、監査報告書の作成、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査方法及び結果の相当性、サステナビリティに関する事項等です。

監査役の活動としては、取締役等との意思疎通、取締役会や執行役員会議等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査、子会社の取締役等との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っております。

社外監査役の活動としては、当事業年度におけるすべての取締役会に出席し、その他にも内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握しております。

なお、当事業年度において内部監査部門との連絡会は12回（内1回は書面にて報告）開催しました。

② 内部監査の状況

- ・当社における内部監査は、社長直轄の内部監査部門として監査部（3名）を設置しております。監査部は、各関連法規について内部監査を実施し教育・指導を行うほか、グループ内の業務全般の監査を継続的に実施し、業務の適正性を点検しております。指摘事項については被監査部門（グループ会社を含む）に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。内部監査の実施にあたっては、監査役、会計監査人とも連携を図るなど、内部統制の強化にも取り組んでおります。
- ・内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、以下のとおり取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告する体制を構築しております。
 - a. 取締役及び監査役には、毎月1回開催される執行役員会議に監査部長が出席し、内在するリスクや改善指示などの重要事項を必要に応じ報告・共有します。
 - b. 監査役会と監査部とは上記のほか、毎月開催の連絡会において、内部監査報告書の提供を含め、各々の活動報告を行うとともに指摘事項の相互フォローを行うなど情報交換を行っております。また、内部監査の実査に監査役が立ち会う等の連携も図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

26年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：三浦宏和、奥村孝司

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士11名、その他14名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人を、会計監査人としての品質管理の体制、独立性及び継続性・効率性などの観点から総合的に勘案し、選定しております。

当社が会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法における監査人として、有限責任監査法人トーマツを選定した理由としましては、上記選定方針の充足に加え、当社の事業環境及び会計業務に精通していることから選定しております。

なお、当社の会計監査人の解任または不再任の決定方針としましては、監査役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価につきましては、会計監査人が監査の遂行に必要な事項について問題はなかったかを確認することを主旨として、公益財団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき実施しております。この評価の結果、会計監査人の再任に関して指摘すべき事項は認められなかったことを、2026年5月14日開催の監査役会において審議し、承認可決されております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	30	—	30	—
連結子会社	—	—	—	—
計	30	—	30	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	3	—	4
連結子会社	—	2	—	2
計	—	5	—	6

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務助言契約等を依頼しております。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務助言契約等を依頼しております。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務助言契約等を依頼しております。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務助言契約等を依頼しております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額300百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2006年6月27日開催の第40回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月22日開催の社外取締役・社外監査役を含む取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。当該決議に際しては、その方針の内容を出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的向上を図るために業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを基本方針としております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、より業績との連動性を高めた月額報酬制度としております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前事業年度の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算して固定報酬を決定する報酬体系としております。社外取締役は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとしております。

なお、当社の業績報酬は、「会社法施行規則第98条の5第2号」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）に定める利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当社又は当社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定していないことから、業績連動報酬には該当せず、固定報酬の一部としております。

ロ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位及び代表権の有無等の職責に基づき決定しております。業績報酬は、業績に対する責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績のほか、各人の貢献度・経営能力・功労をはじめとする個人の業績を総合的に考慮して決定しております。

ハ. 社外取締役の報酬等に関する方針

当社の社外取締役の固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。各社外取締役の報酬は、監督機能強化の観点から基本報酬のみとし、同業・同規模の他社水準も参考に、役割・役位等の職責に基づき決定しております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役2名（代表取締役会長・代表取締役社長）がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び業績報酬の額としております。取締役会における委任の決定に際しては、その報酬体系、考え方、算定方法等も含めて出席者に説明するとともに、出席者の意見を尊重し、十分に審議を尽くしたうえで決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役に方針に基づく原案作成を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役は人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。

c. 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、2025年7月18日及び2026年4月1日開催の監査役会において監査役の協議により以下のとおり決定しております。

- ・当社の監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される固定報酬としております。固定報酬は、毎月固定額を支払う月額報酬とし、個人別の報酬等の額の全部を占めます。基本報酬は、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
		固定報酬	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	187	187	5
監査役 (社外監査役を除く)	13	13	1
社外役員	18	18	4

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度中に在任していた社外役員の員数は6名ですが、無支給の社外監査役が2名いるため、支給員数は4名となります。
3. 取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- (1) 委任を受けた者の氏名、地位
代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊
 - (2) 委任された権限の内容、理由等
取締役会は、各取締役の固定報酬を構成する基本報酬の額及び業績報酬の額の決定を委任することを2025年6月26日開催の取締役会において決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等も勘案しつつ、各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたり、取締役会は、当該権限が代表取締役2名によって適切に行使されるよう、人事総務担当取締役に方針に基づく原案作成を諮問し、人事総務担当取締役が作成した答申を踏まえて決定しております。
4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由
取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、取締役会の出席者に報酬体系、考え方、算定方法等を説明するとともに、出席者の意見を尊重し十分に審議を尽くしたうえで代表取締役2名（代表取締役会長 西岡伸明・代表取締役社長 西井希伊）への具体的内容の決定についての委任が、2025年6月26日開催の取締役会において決議され、取締役会より人事総務担当取締役に個人別の報酬原案の作成を諮問し、その答申を踏まえて報酬額を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的である投資株式は、もっぱら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有するものとし、それ以外の理由で保有するものを純投資以外の目的である投資株式としております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

取引先との関係強化等による企業価値の向上を目的として上場会社の株式を保有する場合があります。取引先との関係強化等によって得られる当社の利益と投資額等のリスクを総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。なお、当社では純投資以外の目的として上場株式は保有しておりません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	1	5	1	5
非上場株式以外の株式	2	147	2	113

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	0	—	— (—)
非上場株式以外の株式	4	—	123 (—)

(注) 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、「優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します」と経営理念に掲げ、創業以来一貫したトータルサービスで、安心・安全・快適な社会を創造する情報通信ソリューションを提供し続けております。新たな価値を創造していくうえで最も重要な原動力は「人材という資産」というポリシーに基づき、当社グループでは人材マネジメントを推進しております。採用・育成・報酬・労働環境への投資を通じて従業員エンゲージメントを高め、人的資本投資のリターンとして生産性と付加価値の向上に注力することを方針としております。

具体的には、人事制度において従業員の役割および成果に応じた評価と処遇を基本方針とし、従業員の主体的な挑戦と成長を促す仕組みを構築しております。その一環として、キャリアビジョンを実現するための環境を整備すべく、階層別研修のほか専門スキル研修など多様な研修ラインナップを用意し、従業員が自発的に受講を選択できる教育体系を整えております。あわせて、タレントマネジメントの観点から、これまでの経験やスキルを可視化するとともにキャリアマップを整備することで、従業員が将来のビジョンを描きやすい仕組みを取り入れております。さらに、従業員エンゲージメントの向上には就業環境の整備も不可欠であるとの考えから、処遇を報酬面のみに限定せず、より良い労働環境の構築にも注力しております。これらの施策を有機的に連動させることで、従業員のエンゲージメントを高めて挑戦と成長を促し、生産性と付加価値の向上を実現してまいります。

(2)【従業員の状況】

①連結会社の状況

(2026年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)
情報通信端末事業	171 (98)
情報通信システム事業	377 (122)
全社 (共通)	58 (30)
合計	606 (250)

(注) 1. 従業員数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は () 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しているものであります。

②提出会社の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率 (%)
418 (154)	42.5	15.6	6,420	5.4

セグメントの名称	従業員数 (人)
情報通信端末事業	119 (72)
情報通信システム事業	241 (52)
全社 (共通)	58 (30)
合計	418 (154)

(注) 1. 従業員数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は、() 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しているものであります。

③労働組合の状況

当社においては、2003年7月31日付にて労働組合が組織され「西菱電機労働組合」と称し、2026年3月31日現在の組合員数は378名であり、労使関係は円満に推移しております。

なお、連結子会社においては、労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

④管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a. 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の額の差異 (%) (注) 1.		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
1.2	87.5	69.5	77.6	61.4

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

b. 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）及び事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、意見発信及び普及・コミュニケーションを行う公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当機構及び企業会計基準委員会等が開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	905	1,120
受取手形	266	275
売掛金	7,205	5,666
契約資産	520	1,675
商品及び製品	653	473
仕掛品	181	327
原材料	528	396
その他	252	349
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	10,513	10,285
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,312	1,327
減価償却累計額	△813	△810
減損損失累計額	△128	△134
建物及び構築物（純額）	370	381
機械装置及び運搬具	318	320
減価償却累計額	△311	△310
減損損失累計額	△1	△1
機械装置及び運搬具（純額）	5	8
工具、器具及び備品	799	836
減価償却累計額	△582	△557
減損損失累計額	△107	△115
工具、器具及び備品（純額）	109	163
土地	278	278
建設仮勘定	0	4
有形固定資産合計	765	837
無形固定資産		
その他	151	85
無形固定資産合計	151	85
投資その他の資産		
投資有価証券	118	152
繰延税金資産	133	122
その他	478	548
貸倒引当金	△18	△18
投資その他の資産合計	711	805
固定資産合計	1,627	1,727
資産合計	12,140	12,013

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,035	3,345
契約負債	125	273
短期借入金	※1 900	※1 900
未払法人税等	108	194
賞与引当金	524	637
短期解約損失引当金	1	2
製品保証引当金	12	1
受注損失引当金	12	3
工事補償引当金	24	30
その他	709	856
流動負債合計	6,455	6,245
固定負債		
退職給付に係る負債	19	21
資産除去債務	173	158
その他	57	59
固定負債合計	250	239
負債合計	6,706	6,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	523	523
資本剰余金	498	498
利益剰余金	4,352	4,514
自己株式	△1	△92
株主資本合計	5,373	5,443
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	61	84
その他の包括利益累計額合計	61	84
純資産合計	5,434	5,528
負債純資産合計	12,140	12,013

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	19,296	20,675
売上原価	※1,※2 14,118	※1,※2 14,920
売上総利益	5,178	5,754
販売費及び一般管理費	※3,※4 4,898	※3,※4 5,374
営業利益	279	380
営業外収益		
受取配当金	2	4
保険事務手数料	1	1
助成金収入	0	0
開発支援金	1	—
資産除去債務戻入益	—	16
スクラップ売却益	1	2
その他	5	10
営業外収益合計	13	35
営業外費用		
支払利息	6	3
支払手数料	3	3
固定資産除却損	5	3
その他	0	1
営業外費用合計	16	12
経常利益	276	404
特別利益		
受取補償金	—	66
特別利益合計	—	66
特別損失		
減損損失	※5 43	※5 16
特別退職金	55	—
特別損失合計	99	16
税金等調整前当期純利益	177	453
法人税、住民税及び事業税	120	210
法人税等調整額	△23	△0
法人税等合計	96	209
当期純利益	81	244
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	81	244

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	81	244
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16	23
その他の包括利益合計	※1 16	※1 23
包括利益	97	267
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	97	267
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523	498	4,411	△1	5,431
当期変動額					
剰余金の配当			△139		△139
親会社株主に帰属する当期純利益			81		81
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△58	－	△58
当期末残高	523	498	4,352	△1	5,373

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	44	44	5,476
当期変動額			
剰余金の配当			△139
親会社株主に帰属する当期純利益			81
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	16	16
当期変動額合計	16	16	△41
当期末残高	61	61	5,434

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523	498	4,352	△1	5,373
当期変動額					
剰余金の配当			△80		△80
親会社株主に帰属する当期純利益			244		244
自己株式の取得				△176	△176
自己株式の処分			△2	84	82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	161	△91	70
当期末残高	523	498	4,514	△92	5,443

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	61	61	5,434
当期変動額			
剰余金の配当			△80
親会社株主に帰属する当期純利益			244
自己株式の取得			△176
自己株式の処分			82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	93
当期末残高	84	84	5,528

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	177	453
減価償却費	154	181
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	32	112
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	8	△11
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	12	△9
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	291	—
受取利息及び受取配当金	△2	△5
支払利息	6	3
減損損失	43	16
特別退職金	49	—
受取補償金	—	△66
固定資産除売却損益 (△は益)	5	3
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△920	373
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2	165
仕入債務の増減額 (△は減少)	809	△690
その他	△250	163
小計	415	692
利息及び配当金の受取額	2	5
利息の支払額	△6	△3
特別退職金の支払額	△49	—
受取補償金の受取額	—	66
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△120	△135
営業活動によるキャッシュ・フロー	241	624
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△101	△170
無形固定資産の取得による支出	△41	△12
差入保証金の差入による支出	△7	△1
差入保証金の回収による収入	15	38
その他の収入	—	0
その他の支出	△17	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△153	△150
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△100	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1	△2
自己株式の取得による支出	—	△176
配当金の支払額	△139	△80
財務活動によるキャッシュ・フロー	△241	△259
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△153	215
現金及び現金同等物の期首残高	1,059	905
現金及び現金同等物の期末残高	※1 905	※1 1,120

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

コムテックサービス株式会社、西菱電機フィールドディング株式会社、
西菱電機エンジニアリング株式会社、鳥取西菱電機株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品及び製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、携帯端末修理の仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料 主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～39年

機械装置及び運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 短期解約損失引当金

当社グループで加入申込をした携帯電話契約者が短期解約した場合に、当社グループと代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づき短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償補修に係る支出に備えるため、発生額を個別に見積もることができる費用については当該費用を、その他については過去の無償補修実績を基礎として無償補修見込額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、当連結会計年度末における損失見積額を計上しております。

⑥ 工事補償引当金

工事請負契約書等に基づく、工事の契約不適合期間内に発生する補償費用に備えるため、過去2年間の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識関係)に記載のとおりであります。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

当社は、借入金について将来の金利の変動によるリスクをヘッジするために金利スワップを行うこととしております。金利スワップについては特例処理を採用することとしております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産 (繰延税金負債との相殺前)	180	178

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の一時差異等加減算前課税所得、将来加算一時差異の解消スケジュールに基づき、回収可能性を判断した上で繰延税金資産の計上を行っております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

- ※1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメント の総額	2,800百万円	2,800百万円
借入実行残高	900	900
差引額	1,900	1,900

(連結損益計算書関係)

- ※1. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後（前連結会計年度末に計上した簿価切下額の戻入額相殺後）の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	25百万円	19百万円

- ※2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額（△は戻入額）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	12百万円	△9百万円

- ※3. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給与及び賞与	2,071百万円	2,278百万円
賞与引当金繰入額	260百万円	319百万円
退職給付費用	95百万円	100百万円
製品保証引当金繰入額	8百万円	△11百万円
工事補償引当金繰入額	5百万円	6百万円

- ※4. 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	107百万円	68百万円

※5. 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗等	携帯端末販売店舗 大阪府他	建物等	43

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎に相互補完性を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

携帯端末販売事業において、最近の事業環境の変化を踏まえ今後の事業計画及び回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、上記減損損失の内訳は、建物及び構築物27百万円、工具、器具及び備品14百万円、投資その他の資産(その他) 1百万円であります。

当該資産の回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込まれないため零としています。正味売却価額は、処分見込価額により評価しています。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗等	携帯端末販売店舗 大阪府他	建物等	16

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎に相互補完性を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

携帯端末販売事業において、最近の事業環境の変化を踏まえ今後の事業計画及び回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、上記減損損失の内訳は、建物及び構築物7百万円、工具、器具及び備品8百万円であります。

当該資産の回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込まれないため零としています。正味売却価額は、処分見込価額により評価しています。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	25百万円	34百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
法人税等及び税効果調整前	25百万円	34百万円
法人税等及び税効果額	△8百万円	△10百万円
その他有価証券評価差額金	16百万円	23百万円
その他の包括利益合計	16百万円	23百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,500,000	－	－	3,500,000
合計	3,500,000	－	－	3,500,000
自己株式				
普通株式	1,832	－	－	1,832
合計	1,832	－	－	1,832

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	139	40	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	80	利益剰余金	23	2025年3月31日	2025年6月27日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,500,000	—	—	3,500,000
合計	3,500,000	—	—	3,500,000
自己株式				
普通株式（注）1、2	1,832	220,800	106,200	116,432
合計	1,832	220,800	106,200	116,432

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加220,800株は取締役会決議により取得した220,000株、及び譲渡制限付株式報酬として割り当てた株式のうち退職等により無償取得した800株による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少106,200株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	80	23	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の剰余金の配当に関する事項は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	111	利益剰余金	33	2026年3月31日	2026年6月26日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当連結会計年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
現金及び預金勘定	905百万円	1,120百万円
現金及び現金同等物	905百万円	1,120百万円

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの営業規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理、主な取引先の信用状況の定期的な確認、必要に応じた債権保全措置を行うことにより、リスクの抑制に努めております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達としており、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取締役会に諮り、承認を得て行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰実績・見込を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	113	113	—

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	147	147	—

(注1) 現金及び預金

現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、未払法人税等、並びに短期借入金

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非上場株式	5	5

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	905
受取手形	266
売掛金	7,205
合計	8,377

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	1,120
受取手形	275
売掛金	5,666
合計	7,063

(注5) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	900	—	—	—	—

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	900	—	—	—	—

(注6) リース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	113	—	—	113

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	147	—	—	147

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	113	23	89
	小計	113	23	89
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		113	23	89

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額5百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	147	23	123
	小計	147	23	123
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		147	23	123

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額5百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2022年4月1日に規約型確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。

連結子会社は、確定拠出年金制度または退職一時金制度などを採用しており、退職一時金制度については簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	87百万円	—百万円
勤務費用	—	—
利息費用	—	—
数理計算上の差異の発生額	—	—
退職給付の支払額	△87	—
退職給付債務の期末残高	—	—

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	379百万円	—百万円
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の発生額	—	—
退職給付の支払額	△87	—
退職給付信託の返還	△288	—
その他	△2	—
年金資産の期末残高	—	—

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	17百万円	19百万円
退職給付費用	2	1
退職給付の支払額	△0	—
退職給付に係る負債の期末残高	19	21

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	19百万円	21百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19	21
退職給付に係る負債	19	21
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19	21

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 2 百万円 当連結会計年度 1 百万円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度188百万円、当連結会計年度187百万円です。

(ストック・オプション等関係)

(譲渡制限付株式報酬)

当社は、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行っております。

なお、当該取引は会社法第202条の2に基づいて、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする取引ではないため、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(実務対応報告第41号 2021年1月28日)の適用はありません。

1. 譲渡制限付株式報酬の内容

	2026年2月2日付与 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 8名 (取締役兼執行役員を除く) 当社の従業員 523名
株式の種類別の付与された株式数	当社の執行役員 普通株式 1,600株 当社の従業員 普通株式 104,600株
付与日	2026年2月2日
解除条件	当社は、付与対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、付与対象者が保有する譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。 ただし、付与対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社取締役会が正当と認める理由により当社を退職した場合(正社員からパート、アルバイト又は契約社員となる場合を含みます。)、嘱託社員としての契約期間が満了した場合(契約期間の満了後に契約更新をする場合を含みます。))又は定年に達した場合(定年退職後に再雇用される場合を含みます。))には、当該時点において付与対象者が保有する譲渡制限付株式の全部につき、当該時点の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。
譲渡制限期間	2026年2月2日～2029年1月31日
付与日における公正な評価単価	1株につき780円

2. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上原価	5
販売費及び一般管理費	6

3. 譲渡制限付株式報酬の数

	2026年2月2日付与 譲渡制限付株式報酬	
付与対象者の区分	執行役員のみ	執行役員を除く従業員
付与(株)	1,600	104,600
没収(株)	—	800
譲渡制限解除(株)	—	200
当連結会計年度末の未解除残(株)	1,600	103,600

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
賞与引当金	164	206
未払費用	26	45
未払事業税	15	18
資産除去債務	55	50
貸倒引当金	5	5
長期未払金	16	16
減価償却超過額	1	7
減損損失	53	50
退職給付に係る負債	6	7
その他	97	110
繰延税金資産小計	444	519
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△263	△341
評価性引当額小計	△263	△341
繰延税金資産合計	180	178
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△28	△38
資産除去債務に対応する除去費用	△19	△16
繰延税金負債合計	△47	△55
繰延税金資産の純額	133	122

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2	1.5
住民税均等割	7.3	3.0
試験研究費特別控除	△7.5	△0.1
貸上げ・投資促進税制に係る税額控除	△5.9	△5.5
未実現利益税効果未認識額	△0.0	1.3
評価性引当額の増減	29.5	17.1
税率変更による期末繰延税金資産の増額	△2.8	—
その他	0.0	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.3	46.2

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとの使用見込み期間を見積り、割引率は国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	170百万円	173百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3	—
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	△12	—
見積りの変更による増減額	9	—
その他増減額 (△は減少)	—	△16
期末残高	173	158

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度において、原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額9百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(収益認識関係)

(収益の分解情報)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

I 前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	情報通信端末事業	情報通信システム事業	
一時点で移転される財又はサービス	6,760	1,886	8,647
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,448	9,199	10,648
顧客との契約から生じる収益	8,209	11,086	19,296
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	8,209	11,086	19,296

II 当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	情報通信端末事業	情報通信システム事業	
一時点で移転される財又はサービス	7,593	1,071	8,664
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,299	10,711	12,010
顧客との契約から生じる収益	8,893	11,782	20,675
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	8,893	11,782	20,675

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りです。

(1) 情報通信端末事業

情報通信端末事業においては、主に携帯情報通信端末の販売、携帯情報通信端末の修理再生を行っております。携帯情報通信端末の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。情報通信端末事業における商品及び製品の販売は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたインセンティブが生じる場合があります。その場合の変動対価の見積りは、過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入が生じない可能性が高い範囲でのみ認識しております。

携帯情報通信端末の修理再生については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、提供したサービスの実績や期間に応じて月次で請求権を獲得する契約等、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(2) 情報通信システム事業

情報通信システム事業においては、官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援、民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売、情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用などの技術サービス、無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売を行っております。工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,848	7,471
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,471	5,942
契約資産（期首残高）	1,223	520
契約資産（期末残高）	520	1,675
契約負債（期首残高）	253	125
契約負債（期末残高）	125	273

契約資産の増減は、主として進捗度に応じて認識した収益の計上（契約資産の増加）と、売上債権への振替（契約資産の減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と収益の認識（契約負債の減少）により生じたものであります。

前連結会計年度中に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は208百万円であり、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務に関して認識した収益の額は重要ではありません。

当連結会計年度中に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は114百万円であり、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務に関して認識した収益の額は重要ではありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額は2,166百万円であります。当該履行義務は、主として情報通信システム事業の情報通信機器及びシステムの製作・販売・保守、運用等の技術サービス、無線通信機器及び制御盤などの設計・制作・販売などに関するものであり、履行義務が進捗するにつれて今後1年から15年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、情報通信端末事業、情報通信システム事業について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「情報通信端末事業」、「情報通信システム事業」の2つを報告セグメントとしております。

「情報通信端末事業」は、携帯情報通信端末の販売及び修理・再生を行っております。

「情報通信システム事業」は、情報通信機器及びシステムの制作・販売・保守・運用等の技術サービス、無線通信機器及び制御盤等の設計・製作・販売などを行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	合計
	情報通信 端末事業	情報通信 システム事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,209	11,086	19,296	—	19,296
セグメント間の内部売上高又は 振替高	0	3	3	△3	—
計	8,209	11,090	19,300	△3	19,296
セグメント利益	838	1,085	1,924	△1,644	279
セグメント資産	1,790	9,052	10,843	1,297	12,140
その他の項目					
減価償却費	11	98	110	43	154
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	63	35	98	36	135

(注) 1. セグメント利益の調整額△16億44百万円は、主に各報告セグメントに配分していない提出会社の管理部門に係る全社費用であります。

2. セグメント資産の調整額12億97百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産12億97百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社における余資運用資金、長期投資資金及び管理部門に係る資産等であります。

3. 減価償却費の調整額は、本社の有形固定資産に係る減価償却費等であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社の有形固定資産等の設備投資額であります。

5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	情報通信 端末事業	情報通信 システム事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,893	11,782	20,675	—	20,675
セグメント間の内部売上高又は 振替高	0	0	1	△1	—
計	8,893	11,783	20,676	△1	20,675
セグメント利益	911	1,529	2,441	△2,060	380
セグメント資産	1,858	8,528	10,387	1,626	12,013
その他の項目					
減価償却費	11	95	106	75	181
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	21	110	132	137	270

- （注） 1. セグメント利益の調整額△20億60百万円は、主に各報告セグメントに配分していない提出会社の管理部門に係る全社費用であります。
2. セグメント資産の調整額16億26百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産16億26百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社における余資運用資金、長期投資資金及び管理部門に係る資産等であります。
3. 減価償却費の調整額は、本社の有形固定資産に係る減価償却費等であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社の有形固定資産等の設備投資額であります。
5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱電機株式会社	3,518	情報通信システム事業
兼松コミュニケーションズ株式会社	2,987	情報通信端末事業
KDDI株式会社	2,746	情報通信端末事業

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
兼松コミュニケーションズ株式会社	3,527	情報通信端末事業
三菱電機株式会社	3,504	情報通信システム事業
KDDI株式会社	2,953	情報通信端末事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	情報通信 端末事業	情報通信 システム事業	計		
減損損失	43	—	43	—	43

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	情報通信 端末事業	情報通信 システム事業	計		
減損損失	16	—	16	—	16

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱電機㈱	東京都 千代田区	175,820	電気機器の 製造及び販売	(被所有) 直接 23.2	同社製品の 販売・保守	各種製品の 販売、据 付・修理・ 保守点検、 業務の受託	3,518	売掛金	1,189
									契約資産	138
						同社製品他 の購入	各種製品の 購入、据 付・修理、 業務の委託	1,423	買掛金	2,411
									未払金	10
									未収入金	10

(注) 価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

当連結会計年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱電機㈱	東京都 千代田区	175,820	電気機器の 製造及び販売	(被所有) 直接 20.7	同社製品の 販売・保守	各種製品の 販売、据 付・修理・ 保守点検、 業務の受託	3,504	売掛金	905
									契約資産	141
						同社製品他 の購入	各種製品の 購入、据 付・修理、 業務の委託	1,569	買掛金	1,713
									未払金	10
									未収入金	11

(注) 価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,553.59円	1,633.98円
1株当たり当期純利益	23.22円	73.50円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	81	244
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	81	244
普通株式の期中平均株式数(株)	3,498,168	3,321,531

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	5,434	5,528
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	5,434	5,528
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	3,498,168	3,383,568

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】（2026年3月31日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	900	900	1.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	1	2	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	4	6	—	2027年～2030年
その他有利子負債	—	—	—	—
計	905	908	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、一部のリース債務について、リース料総額に含まれる利息相当分を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	2	2	1	0

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	173	1	16	158

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	8,334	20,675
税金等調整前中間（当期）純利益 (百万円)	25	453
親会社株主に帰属する中間純損失 （△）又は親会社株主に帰属する当 期純利益 (百万円)	△6	244
1株当たり中間純損失（△） 又は1株当たり当期純利益 (円)	△2.01	73.50

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	559	699
受取手形	219	241
売掛金	※1 6,584	※1 5,003
契約資産	400	1,551
商品及び製品	276	203
仕掛品	70	156
原材料	264	166
前払費用	67	99
未収入金	※1 61	※1 114
関係会社短期貸付金	960	730
その他	※1 128	※1 127
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	9,592	9,094
固定資産		
有形固定資産		
建物	285	296
構築物	0	0
機械及び装置	0	0
車両運搬具	2	2
工具、器具及び備品	44	80
土地	64	64
建設仮勘定	0	0
有形固定資産合計	399	446
無形固定資産		
ソフトウェア	144	81
ソフトウェア仮勘定	9	2
無形固定資産合計	154	83
投資その他の資産		
投資有価証券	118	152
関係会社株式	195	195
出資金	1	1
差入保証金	381	344
繰延税金資産	58	55
その他	30	135
貸倒引当金	△18	△18
投資その他の資産合計	766	865
固定資産合計	1,320	1,395
資産合計	10,913	10,490

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 3,882	※1 3,071
契約負債	125	273
短期借入金	※2 900	※2 900
リース債務	0	0
未払金	※1 200	※1 297
未払費用	171	228
未払法人税等	52	128
未払消費税等	120	—
前受金	6	0
預り金	40	74
賞与引当金	409	475
短期解約損失引当金	1	2
製品保証引当金	1	1
受注損失引当金	12	—
工事補償引当金	24	30
流動負債合計	5,949	5,483
固定負債		
リース債務	2	1
長期末払金	53	53
資産除去債務	151	136
固定負債合計	207	191
負債合計	6,156	5,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	523	523
資本剰余金		
資本準備金	498	498
資本剰余金合計	498	498
利益剰余金		
利益準備金	106	106
その他利益剰余金		
別途積立金	3,450	3,350
繰越利益剰余金	118	344
利益剰余金合計	3,674	3,800
自己株式	△1	△92
株主資本合計	4,695	4,730
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	61	84
評価・換算差額等合計	61	84
純資産合計	4,756	4,814
負債純資産合計	10,913	10,490

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 14,523	※1 15,524
売上原価	※1 10,603	※1 11,124
売上総利益	3,920	4,400
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,852	※1,※2 4,244
営業利益	67	155
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 53	※1 105
保険事務手数料	1	1
資産除去債務戻入益	—	16
開発支援金	1	—
その他	4	5
営業外収益合計	61	129
営業外費用		
支払利息	6	3
支払手数料	3	3
その他	5	3
営業外費用合計	15	10
経常利益	113	274
特別利益		
受取補償金	—	66
特別利益合計	—	66
特別損失		
減損損失	※3 43	※3 16
特別退職金	55	—
特別損失合計	99	16
税引前当期純利益	14	324
法人税、住民税及び事業税	47	123
法人税等調整額	△20	△6
法人税等合計	27	116
当期純利益又は当期純損失(△)	△12	208

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	523	498	498	106	3,450	271	3,827
当期変動額							
剰余金の配当						△139	△139
当期純損失（△）						△12	△12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△152	△152
当期末残高	523	498	498	106	3,450	118	3,674

	株主資本		評価・換算 差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△1	4,847	44	44	4,892
当期変動額					
剰余金の配当		△139			△139
当期純損失（△）		△12			△12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			16	16	16
当期変動額合計	—	△152	16	16	△135
当期末残高	△1	4,695	61	61	4,756

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	523	498	498	106	3,450	118	3,674
当期変動額							
別途積立金の取崩					△100	100	—
剰余金の配当						△80	△80
当期純利益						208	208
自己株式の取得							
自己株式の処分						△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	△100	225	125
当期末残高	523	498	498	106	3,350	344	3,800

	株主資本		評価・換算 差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△1	4,695	61	61	4,756
当期変動額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△80			△80
当期純利益		208			208
自己株式の取得	△176	△176			△176
自己株式の処分	84	82			82
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			23	23	23
当期変動額合計	△91	34	23	23	58
当期末残高	△92	4,730	84	84	4,814

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、携帯端末修理の仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～39年

構築物 10年

機械及び装置 6年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 短期解約損失引当金

当社で加入申込をした携帯電話契約者が短期解約した場合に、当社と代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づき短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の無償補修に係る支出に備えるため、発生額を個別に見積もることができる費用については当該費用を、その他については過去の無償補修実績を基礎として無償補修見込額を計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当期末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、当期末における損失見積額を計上しております。

(6) 工事補償引当金

工事請負契約書等に基づき、工事の契約不適合期間内に発生する補償費用に備えるため、過去2年間の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結財務諸表 注記事項 収益認識関係」に記載のとおりであります。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産 (繰延税金負債との相殺前)	104	108

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異に対して、将来の一時差異等加減算前課税所得、将来加算一時差異の解消スケジュールに基づき、回収可能性を判断した上で繰延税金資産の計上を行っております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	1,156百万円	917百万円
短期金銭債務	2,607百万円	1,853百万円

※2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,800百万円	2,800百万円
借入実行残高	900	900
差引額	1,900	1,900

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	2,320百万円	2,059百万円
材料費及び外注費	1,917百万円	2,091百万円
受取出向料	561百万円	569百万円
業務委託費	11百万円	6百万円
その他	59百万円	37百万円
営業取引以外の取引による取引高		
受取配当金	40百万円	88百万円
その他	11百万円	12百万円

※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給与及び賞与	1,611百万円	1,800百万円
賞与引当金繰入額	217百万円	260百万円
退職給付費用	91百万円	96百万円
減価償却費	49百万円	80百万円
製品保証引当金繰入額	△0百万円	0百万円
工事補償引当金繰入額	5百万円	6百万円
おおよその割合		
販売費	60.7%	59.3%
一般管理費	39.3%	40.7%

※3. 減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗等	携帯端末販売店舗 大阪府他	建物等	43

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎に相互補完性を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

携帯端末販売事業において、最近の事業環境の変化を踏まえ今後の事業計画及び回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、上記減損損失の内訳は、建物及び構築物27百万円、工具、器具及び備品14百万円、投資その他の資産(その他) 1百万円であります。

当該資産の回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込まれないため零としています。正味売却価額は、処分見込価額により評価しています。

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗等	携帯端末販売店舗 大阪府他	建物等	16

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎に相互補完性を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

携帯端末販売事業において、最近の事業環境の変化を踏まえ今後の事業計画及び回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、上記減損損失の内訳は、建物及び構築物7百万円、工具、器具及び備品8百万円であります。

当該資産の回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込まれないため零としています。正味売却価額は、処分見込価額により評価しています。

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1億95百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1億95百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
賞与引当金	125	149
未払費用	20	36
未払事業税	9	12
資産除去債務	47	42
貸倒引当金	5	5
長期未払金	16	16
減価償却超過額	0	7
減損損失	48	45
その他	67	78
繰延税金資産小計	341	396
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△236	△287
評価性引当額小計	△236	△287
繰延税金資産合計	104	108
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△28	△38
資産除去債務に対応する除去費用	△17	△14
繰延税金負債合計	△45	△53
繰延税金資産及び繰延税金負債(△)の純額	58	55

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	(%)	(%)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	35.6	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△86.2	△8.4
住民税均等割	76.5	3.7
試験研究費特別控除	△92.5	△0.2
貸上げ・投資促進税制に係る税額控除	△61.9	△5.5
評価性引当額の増減	331.7	15.8
税率変更による期末繰延税金資産の増額	△28.6	—
その他	△17.0	△1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	188.1	35.8

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減価償却 累計額及び減 損損失累計額
有形 固定資産	建物	285	64	14	37 (7)	296	734
	構築物	0	—	0	0	0	44
	機械及び装置	0	—	0	—	0	279
	車両運搬具	2	—	—	0	2	0
	工具、器具及び備品	44	72	0	35 (8)	80	538
	土地	64	—	—	—	64	—
	建設仮勘定	0	0	0	—	0	—
	計	399	137	16	73 (16)	446	1,597
無形 固定資産	特許権	—	—	—	—	—	1
	ソフトウェア	144	15	—	78	81	603
	ソフトウェア仮勘定	9	2	9	—	2	—
	計	154	17	9	78	83	604

(注) 「当期償却額」欄の()内は内書で減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科 目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
貸倒引当金	18	0	0	18
賞与引当金	409	475	409	475
短期解約損失引当金	1	2	1	2
製品保証引当金	1	1	1	1
受注損失引当金	12	—	12	—
工事補償引当金	24	30	24	30

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL https://www.seiryodenki.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株主の権利制限について

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第59期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

2025年6月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付資料

2025年6月27日近畿財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第60期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

2025年11月10日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年6月27日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月22日

西菱電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西菱電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり認識する収益における総原価の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、会社グループは情報通信システム事業における工事契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っている。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準で収益を認識している。連結売上高20,675百万円のうち情報通信システム事業において一定の期間にわたり認識されている金額は10,711百万円である。</p> <p>履行義務の充足に係る進捗度の測定においては総原価を適切に見積る必要があるが、工事契約は案件ごとに業務内容や仕様が異なるため、総原価の見積りは不確実性を伴うものである。</p> <p>また、総原価は追加作業の発生や顧客要望の変更などの要因で変動する可能性があるが、総原価の増加又は減少要因が適切に進捗度の見積りに反映されなかった場合、工事契約（原価回収基準によっているものを除く。）に係る売上高、売上原価が誤って計上されることとなる。</p> <p>そのため、総原価の見積りが業績に重要な影響を及ぼすことから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、履行義務の充足に係る進捗度を算定する基礎となった見積総原価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（内部統制の評価）</p> <p>会社グループが総原価を適切に見積るために構築している内部統制の整備、運用状況の評価を行った。評価に当たっては、特に以下の内部統制の検証に重点を置いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各案件の業務内容や仕様を反映した見積総原価を取引開始時点で算定するために構築している内部統制 ・事業部門から取引開始後の総原価の変動要因の有無を把握し、適時に見積総原価の見直しを行って管理部門に報告するために構築している内部統制 <p>（総原価の見積りの評価）</p> <p>総原価の見積りの合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な案件の契約条件、履行義務の内容、工期について契約書又は注文書との照合を実施した。 ・期中に完了した案件について、見積総原価と発生原価の比較検討を実施し、総原価の見積りの精度の評価を行った。 ・期末日時点で進行中の重要な案件について、見積総原価のうち既に発生している部分に対して請求書等の関連証憑を閲覧して内容、金額が整合しているかを検証するとともに、今後発生する予定の部分に対して見積りの根拠となる資料を閲覧し、総原価が適切に見積られているかを検証した。 ・一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高を計算するためのスプレッドシートに最新の見積総原価が反映されているかについて検証するとともに、進捗度の計算とそれに基づく売上高の計算が適切に行われているかを検証した。 ・工期との関係から推定される進捗度と比較して実際の進捗度が乖離していると判断した案件について、総原価の見積りや発生原価の集計が適切に行われているかどうか及び乖離している理由が合理的であるかどうか、質問及び関連証憑の閲覧により検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、西菱電機株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、西菱電機株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

西菱電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西菱電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり認識する収益における総原価の見積り

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（一定の期間にわたり認識する収益における総原価の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。